

第11章 林 野 庁

第1節 林業生産基盤の整備

1 森林整備事業

(1) 事業体系の概要

森林・林業基本法における基本理念である森林の有する多面的な機能の発揮と山村振興への配慮、同基本計画において示された、重視すべき機能に応じた森林の区分に対応した森林施業の推進を実現するため、

- ① 森林を重視すべき機能に応じた森林区分（「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」）に対応した森林整備を目的とするもの
- ② 森林整備の担い手である山村地域の定住基盤の整備その他の各森林の区分にわたる森林整備等を目的とするもの

という事業体系により、森林整備を実施している。

また、造林と林道を一体的に実施するとともに、市町村レベルでの総合的な事業とすることにより、地域の実情に応じた効率的・効果的な森林整備を推進することになっている。

(2) 事業の概要

ア 森林環境保全整備事業

森林・林業基本法に基づく「重視すべき機能」に応じた森林整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り森林環境の保全に資する事業である。

（ア）水土保持林整備事業

ダム上流域等の「水土保持林」を対象に、水源かん養機能、山地災害防止機能の維持増進に資する植栽、間伐、育成複層林への移行等を推進するとともに、これに必要な路網を整備する。

a 公的森林整備推進事業

森林所有者等による整備が期待できない森林における森林整備法人、地方公共団体による森林整備とこれに必要な路網整備を実施する。

b 流域公益保全林整備推進事業

流域における水源かん養機能、又は山地災害防止機能の維持増進を図るための森林整備とこ

れに必要な路網整備を実施する。

（イ）共生林整備事業

「森林と人との共生林」を対象に、森林環境教育等の利用のための森林空間やアクセス道等の整備、地域コミュニティやNPO等の参画を得た里山林の整備等を推進する事業である。

a 森林空間総合整備事業

不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備とアクセス道の整備を実施する。

b 絆の森整備事業

市民参加の下での里山林等の整備、野生生物の生息環境保全に資する森林整備とこれに必要な林道整備を実施する。

（ウ）資源循環林整備事業（流域循環資源林整備事業）

「資源の循環利用林」を対象に、林道・作業道の一体的整備により、機械化を踏まえた高密度の路網整備を推進するとともに、森林組合、森林施業計画作成主体を中心とした効率的な森林整備を推進する事業である。

（エ）機能回復整備事業

森林の基本的な機能の回復を図るため、森林の3区分の全てを対象に、被害森林の復旧、無立木地の造林、災害復旧のための林道開設、林道改良等を実施する事業である。

a 保全松林緊急保護整備事業

松くい虫被害を防止するための周辺松林の樹種転換、被害木の伐倒処理等を実施する。

b 特定森林造成事業

土壌不良地、耕作放棄地、造林未済地等における森林の造成を実施する。

c 被害地等森林整備事業

被害森林における復旧造林及び森林所有者自身による自発的・非計画的な森林整備を実施する。

d 森林災害等復旧林道開設事業

松くい虫被害や火災、気象害等による被害森林の復旧のために必要な林道の整備を実施する。

表1 平成15年度森林整備事業予算

(単位：千円)

区 分	事 業 費	国 費
森林環境保全整備事業	154,428,598	56,447,000
森林環境保全整備事業調査費	133,726	133,726
森林環境保全整備事業費	154,294,872	55,413,274
水土保全林整備事業	100,004,912	34,822,000
公的森林整備推進事業	19,950,409	6,196,000
流域公益保全林整備事業	80,054,503	28,626,000
共生林整備事業	4,416,184	2,049,274
森林空間総合整備事業	1,823,698	839,000
絆の森整備事業	2,592,486	1,210,274
資源循環林整備事業	40,627,401	14,578,000
(流域循環資源林整備事業)	40,627,401	14,578,000
機能回復整備事業	9,246,375	3,964,000
保全松林緊急保護整備事業	3,829,084	1,882,000
特定森林造成事業	2,100,222	695,000
被害地等森林整備事業	669,080	221,000
森林災害等復旧林道開設事業	148,000	74,000
林道改良事業	2,499,989	1,092,000
後進地域補助率差額		900,000
農免林道整備事業	6,765,220	2,984,000
峰越連絡林道事業	312,000	156,000
林道舗装事業	6,453,220	2,756,000
後進地域補助率差額		72,000
森林居住環境整備事業	72,026,957	39,976,000
(フォレスト・コミュニティ総合整備事業)	72,026,957	36,374,000
後進地域補助率差額		3,602,000
合 計	233,220,775	99,407,000

e 林道改良統合補助事業

既設林道について、輸送力の向上及び通行の安全確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会的要請に対応するため、局部的構造の改良等を実施する。

イ 森林居住環境整備事業

森林整備の土台となる骨格的林道の整備、都市部を含む居住地周辺の森林整備等を実施するとともに、林業就業者の多くが居住する山村地域において、用排水施設等生活基盤の整備を行う事業である。

ウ 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業

農免林道整備事業（略称）は、林業用機械が消費する揮発油の税額に相当する財源をもって、昭和41年度から峰越連絡林道の開設を、また、昭和46年度から既設林道の舗装を実施している事業である。

(ア) 峰越連絡林道事業

民有林、国有林の既設林道と他の既設林道又は公道等との相互間を峰越し等により連絡し、市場距離の短縮、林業経営の合理化、さらには農山村地域の振興を図るための林道を開設する事業である。

(イ) 林道舗装事業

農山村地域の環境の改善及び林業従事者の就業環境の改善に資するため、既設林道を舗装する事業である。

2 林道施設災害復旧事業

災害による既設林道の機能の停止は、林産物の搬出及び民生安定に大きな影響を及ぼすため、被災した林道は、できるだけ早急に復旧することとしている。平成15年度末現在の復旧進捗は、13年災は100%完了、14年災は98%、15年災は85%であって、これに要した国

費は表2のとおりである。

表2 15年度林道施設年災別災害復旧事業内訳

区 分	(単位：千円)		
	全体国費 (改国費)	15年度国費	15年度まで 国費累計
13年災	11,236,756	512,519	11,236,756
14年災	9,365,737	1,768,022	9,205,921
15年災	9,236,648	7,832,906	7,832,906

なお、15年の被害額は139億5,611万円で、その内訳は表3のとおりである。

表3 15年災内訳

主 な 災 害 名	(単位：千円)	
	箇所数	被害額
地 震 災	681	547,082
融 雪 災	26	153,932
豪 雨 災	904	1,828,452
梅 雨 災	1,137	2,583,229
台 風 災	4,508	8,293,327
そ の 他 災 害	12	550,088
合 計	7,268	13,956,110

3 森林災害復旧事業

激甚災害の指定を受けた被害森林の復旧を行うもので、農林水産大臣が告示する市町村の区域において、被災した森林の公益的機能の回復及び二次災害の防止を目的として、被害木等の伐採及び搬出、被害木等の伐採跡地における造林、倒伏した造林木の引起し及び作業路の開設を行い、人工林の早期かつ確実な復旧を図る事業である。平成15年度の補助実績は5億5,900万円となっている。

4 間 伐 対 策

健全で多面的な機能を発揮する森林を育成するため、平成12年度から5ヵ年間で150万haの森林を緊急かつ計画的に整備する「緊急間伐5ヵ年対策」を実施しており、市町村との協定に基づく最長45年生までの間伐や防災の観点から治山事業による間伐、公共事業等への間伐材利用の促進、間伐実施に必要な路網及び林業機械の一体的な整備等の総合的な取組みを推進している。

ア 計画的な間伐実施（緊急間伐5ヵ年対策）

- ① 特定間伐等の実施と路網の整備
- ② 防災機能を高める間伐の推進

イ 間伐材等利用促進対策

- ① 加工流通施設等の整備
- ② 公共事業等への利用、技術開発の推進

③ 木造施設の整備促進及び普及啓発

ウ 緊急間伐推進の条件整備

- ① 緊急間伐推進のための条件整備
- ② 間伐推進体制の整備
- ③ 間伐推進に関する普及啓発

表4 15年度間伐対策予算

(単位：百万円)	
	国 費
計画的な間伐実施（緊急間伐5ヵ年対策）	40,155
間伐材等利用促進対策	3,889
緊急間伐推進の条件整備	1,797
計	45,841

5 森林整備の促進

森林林業を巡る厳しい状況の中で、森林所有者自らの造成・整備が困難となっている森林の整備を促進し、また公益的機能を高度に発揮し得る多様な森林を整備するため、平成15年度においては、次の事業に対し、総額9,806万円を助成した。

ア 分収林整備促進事業

森林所有者自らの整備が困難になっている森林について、所有者に対する分収方式による森林整備の働きかけ、分収林の長伐期化等に必要な調査、森林整備に係る費用負担者の募集等を通じた国民参加の森林づくり等を行う事業に対し助成した。

イ 花粉症特別対策事業

都市周辺の花粉発生量の多い森林において、雄花着花量に着目した抜き伐り、枝落とし等の実施について助成した。

6 緑資源機構事業

特殊法人等改革に関し平成13年12月19日閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、平成15年10月1日に緑資源公団の業務を承継する独立行政法人緑資源機構が設立された。

ア 水源林造成事業

緑資源機構が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に基づく分収造林契約の当事者となって、奥地水源地域の森林の水源かん養機能を高度に発揮するため、保安林及び同予定地のうち無立木地、散生地、粗悪林相地等について、急速かつ計画的に森林を造成する事業で、平成13年度以前の植栽林分に係るものについては、事業費の2/3を出資金、残り1/3を財投借入金等で、平成14年度以降の植栽に係るものについては、全額補助金で実施している。

平成15年度においては、新植面積4,443ha、下刈4万3千ha、除伐5千ha、その他保育事業等を実施し、昭和36年度開始以来平成15年度末までの新植面積累計は約44万haである。また、既植栽地において、複層林62haを整備した。

イ 大規模林業圏開発林道事業

豊富な森林資源に恵まれ、かつ、林野率が極めて高い山村地域において、林業を中心とする総合的な地域開発を推進するため、全国に7地域の大規模林業圏を指定し、林道網の枢要となるべき林道の開設、改良等を行う事業であり、基本的には事業費の2／3を国庫補助金、残り1／3を財投借入金等で実施している。財投借入金の返済財源は関連道県の負担金及び受益者賦課金としている。

平成15年度においては、31路線、延長28kmを実施し、昭和48年度開始以来平成15年度末までに、全体計画32路線、延長2,158kmのうち延長1,235kmの開設・改良を実施した。

ウ 特定中山間保全整備事業

水源林造成事業の対象地域であって、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において、水源林造成と一体として森林及び農用地を整備する事業であり、平成15年度においては、1地区において水源林の造成、農林道の開設を行った。

表5 平成15年度緑資源公団事業予算

	(百万円)
水源林造成事業	39,427
国 費	30,227
政府出資金	19,810
国庫補助金	9,762
政府補給金	655
財投借入金	7,200
財投機関債	2,000
大規模林業圏開発林道事業	15,338
国庫補助金	13,514
財投借入金	700
財投機関債	1,000
特定中山間保全整備事業	124
(公団分を含んだ金額)	

第2節 森林資源の充実と森林保全

1 森 林 計 画

森林は林産物の供給のほか、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全及び形成等多くの機能を有し、

経済社会の発展につれてますますその重要性を増している。かつて森林は、ややもすると無秩序に伐採・開発され、その結果、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となってきた。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物需給の面で大きな混乱をきたすおそれもある。しかも、森林の造成は超長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易ではなく、国民経済に大きな影響を及ぼすこととなる。このようなことから、森林の取扱いには計画的かつ合理的に行うことが肝要である。このため、森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資するため森林法によって森林計画制度を設けている。

森林計画制度は昭和26年の森林法によって設けられ、以降、数次の改正を経ている。

平成15年には、森林整備事業と治山事業を総合的かつ効果的に推進するため、

ア 全国森林計画等の計画事項に「森林の保全の目標」等の追加

イ 森林法に位置付けられている公共事業長期計画である「森林整備事業計画」に、「森林の保全」を主たる内容とする治山事業に関する計画を統合した「森林整備保全事業計画」の創設

が行われた。

現行の森林計画制度体系は、①政府が森林・林業基本法第11条の規定に基づいてたてる「森林・林業基本計画」に即し、かつ保安施設の整備の状況等を勘案して、農林水産大臣がたてる、全国の森林について森林整備及び保全の目標等に関する基本的事項を定めた「全国森林計画」、並びに全国森林計画の目標の達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、農林水産大臣がたてる「森林整備保全事業計画」（森林法第4条）、②都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区に係る民有林について地域的な森林の特性に応じた森林整備及び保全の基本方針、伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等を明らかにした「地域森林計画」（森林法第5条）、③森林管理局長が国有林について森林整備の方針を明らかにした「国有林の地域別の森林計画」（森林法第7条の2）、④市町村がその区域の民有林について地域の実情に即した森林整備を推進するための具体的な森林施業の規範等を明らかにした「市町村森林整備計画」（森林法第10条の5）からなっている。また、森林所有者等が自発的意思に基づき自らが立木竹の使用・収益の権原を有する森林について5年を1期とする森林の施業に関する計画を作成し、市町

村の長の認定を求める「森林施業計画」(森林法第11条)等が措置されている。

(1) 全国森林計画

ア 全国森林計画の策定

現行の全国森林計画は、平成15年10月21日に策定(閣議決定)された、平成16年4月1日から平成31年3月31日までをその計画期間とした計画である。

この計画では、水系等の自然条件を基本として、森林資源の類似性、行政区界等の社会的経済的条件を勘案して定めた44の広域流域ごとに、森林整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積及び林道開設量等を定めている。

イ 全国森林計画の概要

(ア) 基本的な考え方

a 適切な保育・間伐の実施、育成複層林施業の計画的な実施、天然生林的確な保全・管理等森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林整備及び保全の推進を図る。

b 森林空間を様々な利用する森林の総合利用に対応した多様な森林資源の整備の推進を図る。

c 森林整備の展開基盤として、路網の整備の促進等生産、流通及び加工段階における条件整備を地域一体となって積極的に取り組む。

(イ) 計画事項

a 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分することとし、区分ごとの森林整備及び保全の基本方針を明らかにするとともに、広域流域ごとに、計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等(表6)を定めている。

表6 森林整備の目標

区 分	現 況 (H14.3.31)	計画期末 (H31.3.31)
育成単層林面積(千ha)	10,344	9,816
育成複層林面積(千ha)	895	2,151
天然生林面積(千ha)	13,882	13,154
森林蓄積(m ³ /ha)	161	187
林道整備率(%)	48	65

(注) 林道整備率とは、「森林・林業基本計画」の整備目標に対する開設延長の割合である。

b 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業別に施業実施に当たっての技術的指針、重視すべき機能に応じた森林の区分ごとの施業に関する特記事項を明らかにするとともに、計画期間における伐採立木材積、造林面積(表7、8)を定めている。

表7 伐採立木材積

区 分 計 画 量	総 数 517	(単位:百万m ³)	
		主 伐 299	間 伐 218

表8 造 林 面 積

区 分 計 画 量	(単位:千ha)	
	人工造林 1,113	天然更新 1,490

c 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るため、公益的機能の維持増進を図るための施業を推進する森林の区域の設定方針及びその施業基準を明らかにするとともに、伐採の方法を特定する森林等の指定基準等を定めている。

d 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

森林施業の効率的な実施に必要な林道の整備を計画的に推進することとし、その開設量(表9)を定めている。

表9 林 道 開 設 量

区 分 計 画 量	林道開設量 47	(単位:千km)
--------------	-------------	----------

また、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、搬出方法を特定する森林の指定基準を定めている。

e 森林施業の合理化に関する事項

合理的な森林施業の条件整備を図るため、森林施業の共同化の促進、林業に従事する者の養成及び確保、林業機械化の促進及び流通・加工体制の整備等について取組の方向を明らかにしている。

f 森林の土地の保全に関する事項

森林の有する災害の防止、水源のかん養、環境の保全の機能の維持増進が図られるよう、林地の保全に特に留意すべき森林の指定の基準及

び土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を定めている。

g 保安施設に関する事項

森林の公益的機能の発揮を確保するため、保安林の整備及び治山事業を計画的に推進することとし、保安林及び治山事業に関する計画量(表10、11)を定めている。

表10 保安林面積

総 数	水源かん養の ための保安林	災 害 防 備 の ための保安林	(単位：千ha) 保健、風致の 保存等のため の保安林
12,451	9,268	3,062	855

(注)保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計には合致しない。

表11 治山事業施行地区数

区 分 計 画 量	(単位：百地区) 治山事業施行地区数
	314

h 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、保健機能森林の設定、整備の方針等を定めている。

(2) 地域森林計画等

ア 民有林の森林計画制度

地域森林計画は、都道府県知事が、主として流域別に都道府県の区域を分けて定められた森林計画区ごとに、

- ① 機能別の森林の所在及びその整備及び保全の目標
- ② 伐採立木材積、造林面積、林道整備計画、保安林の整備・保安施設事業の計画
- ③ 市町村森林整備計画の規範としての森林施業及びその合理化の方向等を明らかにするものである。

平成15年には、5月の森林法改正により、全国158の森林計画区のうち126森林計画区の地域森林計画の一斉変更が行われるとともに32森林計画区で地域森林計画が樹立された。

イ 国有林の森林計画制度

国有林の地域別の森林計画は、森林の流域管理システムの下で民有林と国有林が協調しつつ一体的に推進するため、平成3年の森林法改正により法定化されたものであり、森林管理局長が森林計画区ごとの国有林について5年ごとに樹立する10年計画であ

る。

計画については、共通の森林計画区ごとに民有林と国有林との間で連携のとれた森林整備の目標等を明らかにするというこの計画の趣旨から、原則として民有林の地域森林計画の計画事項と同一となっている。

なお、国有林野の管理経営については、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)に基づき、農林水産大臣が全国森林計画と調和の図られたものとして管理経営基本計画を策定し、森林管理局長が、同計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和が保たれたものとして地域管理経営計画をたて、これに従って行うものとされている。

(3) 市町村森林整備計画

市町村森林整備計画は、林業をめぐる厳しい状況に対処して、市町村が主導的な立場に立って、地域の実情に即した間伐、保育等の森林整備を進めるため、昭和58年の森林法の改正により、「森林整備計画制度」として創設された。その後、平成3年の森林法の改正により、名称を「市町村森林整備計画」として計画事項を拡充するとともに、要間伐森林の間伐等の促進を図るため、従来の勧告・調停の制度に加え、都道府県知事による分収育林契約の締結についての裁定制度及び施業実施協定制도가創設された。さらに、平成10年の森林法改正により、地域森林計画の対象となる民有林の存する全ての市町村が市町村森林整備計画を策定することとされるとともに、森林施業計画の認定、伐採の届出の受理、伐採計画の変更・遵守命令、施業の勧告の権限が都道府県知事から市町村へ委譲された。

平成13年の森林法改正により、重視すべき公益的機能の別に応じたきめ細かな森林整備を推進するため、従来の「特定施業森林区域及び当該特定施業森林区域内における施業の方法その他特定施業森林の整備に関する事項」に替わって「公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項」が計画事項とされるとともに、伐採届出が伐採及び伐採後の造林の届出に改められた。

市町村森林整備計画においては、

- ① 森林所有者等の行う伐採、造林、間伐及び保育の直接的な規範
 - ② 森林施業の共同化の促進、林業従業者の養成・確保、林業機械の導入促進、作業路網等の整備等の森林施業の合理化に関する事項
- 等を明らかにすることとされている。

市町村の長は、個別の森林施業がこれに従って実施

されるよう、伐採及び伐採後の造林の届出の受理や森林施業計画の認定及び森林施業計画に基づく伐採及び造林の届出の受理を通じて施業の実施状況を把握し、森林所有者等に対する指導を行うほか、施業の勧告や伐採及び伐採後の造林計画の変更・遵守命令、森林施業計画の認定の取消し等を行うことができることとされている。

特に、間伐・保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（要間伐森林）については、権利移転等の協議の勧告等を行うことができることとされている。

また、市町村森林整備計画の達成の観点から、一団の森林の森林所有者等が、市町村の長の認可を受けて、森林施業の共同化及びそのために必要な作業路網等の施設の整備に関して協定を締結する施業実施協定制度が措置されている。

2 森林整備地域活動支援交付金制度

林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、間伐等の森林施業が十分に行われていない人工林が発生するなど、森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことが懸念されている。

このような状況に対して、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査その他の地域における活動を支援するための交付金を交付することとしている。

(1) 森林整備地域活動支援交付金

森林施業計画の作成主体である森林所有者等が、市町村長との間で締結する協定に基づき、施業の実施に不可欠な森林の現況調査、施業実施区域の明確化作業等の地域活動を行う場合に、保育等の施業が必要となる一定林齢以下の育成林の面積に応じて交付金を交付する。

予算額 108億4,522万1千円

(2) 森林整備地域活動支援推進事業

森林整備地域活動支援交付金について、地方公共団体が交付金の交付を適正かつ円滑に実施するために必要となる経費に対し助成する。

予算額 3億8,836万1千円

3 民有林治山事業の推進及び保安林制度

(1) 民有林治山事業の推進

ア 第九次治山事業七箇年計画

災害に強い安全な国土づくり、水源地域の機能強

化、豊かな環境づくりを基本方針とする、第九次治山事業七箇年計画（総額3兆7,700億円、うち治山事業2兆円、計画期間平成9～15年度）に基づき、15年度は、その7年度目として、2,408億円をもって事業を実施した。

進捗率は129.9%である。（国有林治山事業を含む。）（表12）

表12 第九次治山事業七箇年計画の実績

区 分	第九次七箇年 計画額	(単位：億円)	
		15年度末 実績	進捗率
治山事業	20,000	25,954	129.9%

（注）国有林治山事業を含む。

イ 事業実施の概要

15年度の民有林治山事業は、当初で事業費2,116億5,385万円（前年当初比90.3%）国費1,164億2,100万円（前年当初比91.0%）（表13）補正（修正減少）で事業費△2,794万円、国費△2,214万円をもって実施した。

ウ 事業実施状況

(ア) 直轄事業

直轄治山事業は、継続21地区、直轄地すべり防止事業は、継続10地区において実施した。

調査事業は、山地保全調査、地すべり対策調査、

表13 平成15年度民有林治山事業予算

事 項	(単位：千円)	
	事業費	国 費
直 轄 治 山 事 業 費	9,043,393	6,842,000
直 轄 地 す べ り 防 止 事 業 費	5,117,825	4,010,000
治 山 事 業 調 査 費	88,950	88,950
治 山 事 業 費 補 助	105,813,051	50,464,050
山 地 治 山	79,902,338	39,834,050
復 旧 治 山	56,631,303	28,240,350
予 防 治 山	22,999,303	11,502,700
治 山 施 設 修 繕 統 合 補 助	271,732	91,000
保 安 林 整 備	23,566,903	9,480,000
保 安 林 改 良	6,520,839	3,200,000
複 層 林 型 保 安 林 整 備 推 進	3,668,573	1,800,000
保 育	13,138,607	4,400,000
保 安 林 買 入	238,884	80,000
保 安 林 管 理 道 整 備	2,343,810	1,150,000
水 土 保 全 林 整 備 治 山 事 業 費 補 助	59,217,371	29,796,000
水 土 保 全 治 山	22,809,423	11,525,000
水 源 地 域 整 備	28,328,618	14,090,000
防 災 林 造 成	3,448,460	1,692,000
治 山 等 激 甚 災 害 対 策 特 別 緊 急	4,630,870	2,489,000
治 山 激 甚 災 害 対 策 特 別 緊 急	0	0
火 山 治 山 激 甚 災 害 対 策 特 別 緊 急	4,630,870	2,489,000
地 す べ り 激 甚 災 害 対 策 特 別 緊 急	0	0
共 生 保 安 林 整 備 事 業 費 補 助	15,471,866	7,692,000
国 有 林 野 内 治 山 事 業 費 補 助	1,349,398	680,000
地 す べ り 防 止 事 業 費 補 助	15,552,000	7,747,000
地 す べ り 防 止	15,378,000	7,689,000
地 す べ り 防 止 施 設 修 繕 統 合 補 助	174,000	58,000
後 進 地 域 特 例 法 適 用 団 体 補 助 差 額	0	9,101,000
合 計	211,653,854	116,421,000

治山事業積算基準等分析調査及び森林生態系を重視した公共事業の導入手法調査を実施した。

(イ) 補助事業

a 山地治山

荒廃地及び荒廃危険地等の実態を踏まえ、山地災害の未然防止を図ると共に適切な森林の保全を図るため奥地水源地等における治山対策を重点に実施した。

また、山地災害情報システムの整備や、災害弱者関連施設等に近接する山地災害危険地における治山対策を重点的に実施した。

b 保安林整備

保安林整備については、森林所有者による森林整備が期待できない森林であって、過密化し、表土の流出による崩壊等が発生するおそれのある水土保持機能の著しく低下した保安林について、機能回復を図るための本数調整伐、複層林への誘導・造成等の森林整備を重点的に推進した。

また、保安林の適正な保全対策の一環として、森林病虫害の激化防止を効率的・効果的に進めるため保安林の整備と一体的に被害木の伐倒駆除等の森林病虫害対策を実施し、保安林の機能向上を図った。

c 保安林管理道整備

保安林の有する公益的機能の高度発揮を図るため、事業対象区域を拡大し、水土保持機能の低下した保安林において本数調整伐等の森林整備を実施する地域についても治山事業の効率的な実施と保安林の適正な維持管理に資するため保安林管理道の整備を計画的に実施した。

d 水土保持治山事業

次の事業について積極的に実施した。

- (a) 地域防災対策総合治山事業は、山腹崩壊対策、土砂流対策等を総合的に推進し、山地災害の未然防止を図り、生活環境基盤の整備に資するため、継続138地区、新規31地区について実施した。
- (b) 火山地域防災機能強化総合治山事業は、火山地域において、荒廃地等の復旧整備及び土石流等による山地災害の未然防止を図るため、継続4地区において実施した。
- (c) 森林土木効率化等技術開発モデル事業は、新技術を活用した低コスト工法等の開発、普及に資するため継続1地区において実施した。

- (d) 林地荒廃防止事業については、特殊土地帯等において、風倒木等に起因する山地災害の未然防止を重点に置き実施した。

e 水源地域整備

次の事業について積極的に推進した。

- (a) 水源森林総合整備事業は、ダム上流等の水資源確保上重要な森林において、林床植生の整備等による森林整備と水土保持施設の設置等により、森林の保水力の向上と土砂流出の抑制に資するため、継続150地区、新規25地区について実施した。
 - (b) 集落水源地域整備事業は、集落等の水源山地の森林を対象とし、荒廃森林の整備、治山施設の設置等を一体的に行い、水資源の確保と国土の保全に資するため、継続56地区、新規27地区について実施した。
 - (c) 森林水環境総合整備事業は、良質な生活用水の確保・保全と併せ保健休養にも資するため、荒廃森林や水質保全施設とともに、地域の生態系を重視した溪畔森林等を一体的、総合的に整備するため、継続25地区、新規4地区について実施した。
 - (d) 奥地保安林保全対策モデル事業については、資材運搬等が困難な奥地保安林において、施行条件に適合した簡易かつ効率的な工法による保全対策を実施し、これらの工法の普及・定着を図った。
- f 防災林造成
- 防災林造成事業については、なだれ・土砂流出による被害を防止するための森林造成に重点を置き実施した。
- g 治山等激甚災害対策特別緊急
- 治山等激甚災害対策特別緊急事業は、12年災に係る島嶼地区（東京都）の継続1地区において、早期復旧と民生の安定を図るため、緊急かつ計画的に実施した。
- h 共生保全保安林整備
- 次の事業について積極的に実施した。
- (a) 生活環境保全林整備事業は、市街地等の周辺に存する水資源かん養、防災保安林を対象として、森林による良好な生活環境の保全・創出を図るため、継続73地区、新規19地区について実施した。
 - (b) 自然環境保全治山事業は、自然環境の優れた地域等において、景観、生態系等に配慮し、森林の国土保全機能、自然環境保全機能等の

高度発揮を図るため、継続18地区、新規1地区について実施した。

- (c) 環境防災林整備事業は、都市周辺の山麓部等において、山地災害の防止に加え、災害緩衝地としての役割を果たすとともに、緑豊かなうおいのある環境の形成に寄与する、森林の防災機能と環境保全機能を併せ持つ森林の整備等を実施した。
- (d) 海岸防災林造成は、飛砂害・潮害の防止に重点を置き実施した。
- (e) 防風林造成は、風害の防止を重点に置き実施した。
- (f) 環境保全技術開発モデル事業は、自然環境

の優れた地域等において、自然環境の保全・改善効果の高い工法等の開発普及を図るため、継続1地区について実施した。

i 国有林野内補助治山

国有林野内の治山事業のうち、集落・公共施設等を直接保全する地域性の高いものについて実施した。

j 地すべり防止

人家及び公共施設等に係る地すべり発生危険地について、緊要な箇所の地すべり防止工事を実施した。

(2) 保安林制度

森林は木材生産機能だけではなく、水源のかん養、

表14 保安林の種類別面積（平成16年3月31日現在）

（単位：千ha）

森林法 第25条 第1項	所 有 別		国有林	民有林	合 計	対全保安 林 比 率 (%)
	保安林種別					
1号	水 源 か ん 養 保 安 林		4,228	3,216	7,444	(73.1)
2号	土 砂 流 出 防 備 保 安 林		935	1,404	2,339	(22.4)
3号	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林		19	37	56	(0.5)
1～3号保安林計			5,182	4,657	9,839	(96.0)
4号	飛 砂 防 備 保 安 林		4	12	16	
5号	防 風 保 安 林		23	33	56	
	水 害 防 備 保 安 林		0	1	1	
	潮 害 防 備 保 安 林		5	8	14	
	干 害 防 備 保 安 林		45	67	112	
	防 雪 保 安 林		0	0	0	
6号	防 霧 保 安 林		9	53	61	
	な だ れ 防 止 保 安 林		5	15	20	
7号	落 石 防 止 保 安 林		0	2	2	
	防 火 保 安 林		0	0	0	
8号	魚 つ き 保 安 林		8	46	53	
9号	航 行 目 標 保 安 林		1	0	1	
10号	保 健 保 安 林		346	338	684	
11号	風 致 保 安 林		13	15	27	
4号以下保安林計			458	590	1,048	(4.0)
合 計			5,640	5,247	10,887	
(実面積)			(5,311)	(4,875)	(10,187)	(100)
国土面積に対する比率			(14.1)	(12.9)	(27.0)	
全国森林面積に対する比率			(21.1)	(19.4)	(40.6)	
所有別森林面積に対する比率			(67.8)	(28.2)		

- 1 各保安林種の面積は他種との重複指定を含んだ延べ面積を計上した。
- 2 合計欄の（ ）は、重複面積を差し引いた実面積である。
- 3 表中の比率は、実面積比である。
- 4 国有林には、官行造林地及び林野庁所管以外の国有林を含む。
- 5 四捨五入のため内訳の計と合計は必ずしも一致しない。
- 6 国土面積、全国森林面積は、平成14年10月1日、平成14年3月31日現在のものである。

災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供等の公益的機能を有している。保安林制度は、特にこれらの機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、伐採や開発行為等の規制を通じて、森林を適正に保全・管理し、森林の有する公益的機能を高度に発揮させることにより、人々の安全で豊かな生活を確保することを目的とする制度である。

保安林の整備については、保安林整備臨時措置法(昭和29年法律第84号)に基づき農林水産大臣が策定した保安林整備計画によって緊急かつ計画的に推進され、15年度末現在における保安林面積は、実面積で10,187千haと我が国の森林面積の約4割、国土面積の約2割を占めるに至っている。

しかしながら、林業採算性の悪化等により森林施業が十分に実施されないことにより、保安林の指定目的に即して機能していないと認められるものが見られ、特に人工林の齢級構成から間伐を要するものが相当量あることから、保安林における適切な施業を確保し、持続的に保安林の機能を発揮していくことが今後においても益々重要となっている。

また、森林の有する多面的機能の発揮を重視した森林の整備及び保全を推進するため、平成13年に保安林の指定施業要件の基準を見直し、個別保安林の指定施業要件の変更を行っているところである。

このような中、15年度にとられた保安林に係る主な施策は以下のとおりである。

ア 森林法の改正等

森林施業が十分に行われないことにより指定の目的に即して機能していないと認められる保安林の整備を推進するため、平成16年3月に森林法が改正され、保安林整備臨時措置法に規定されていた特定保安林制度が恒久化されるとともに併せて制度の拡充がなされた。また、保安林整備臨時措置法については平成16年3月末をもって失効した。

イ 保安林の指定・解除等

第5期保安林整備計画においては、保安林の質的整備ときめ細かな配備を行うこととしているほか、新たな崩壊地等で、治山事業を施行する箇所等の指定調査及び有効期限満了になった保安施設地区についての保安林転換調査、利害関係者等から保安林の解除申請があった箇所についての解除調査等を実施し、また、保安林の指定施業要件の計画的な変更のための調査等を行い、保安林の計画的な整備を行った。

ウ 保安林の管理

民有保安林の管理については、前年度に引き続き、

保安林における立木伐採許可申請等の処理、無許可伐採等の違反行為に対する監督処分、保安林標識の設置、保安林台帳の調製を行った。また、保安林管理の適正を期するため、地番の一部が保安林に指定されているなど、地目が未更生の保安林について、保安林の適正管理に支障を来さないよう地目の更生を実施するとともに、保安林の境界が不明確で、管理上重要な保安林について、境界の点検調査を行い、境界の明確化を図った。

エ 損失補償

保安林等の指定に伴い発生する通常受けるべき損失を森林所有者に補償するため、15年度は、約5.3億円の損失補償金を交付した。

4 種 苗 生 産 事 業

健全で優れた森林造成を計画的に推進するためには優良な種苗を計画的かつ安定的に確保することが重要である。

このため、次の事業を実施した。

ア 採取源整備運営事業

(ア) 普通母樹林等整備運営事業

造林事業の円滑な推進を図るためには、優良な種苗を安定的に供給することが極めて重要であることから、林業種苗法に規定する指定採取源である普通母樹林の巡視・指導・結実状況調査を行う。

また、採種園で採取した種子に発芽率の大幅な低下が見られ、これはカメムシが採種木の球果に加害することが原因であり、発芽率の高い優良な種子を確保し優良苗木の生産に資するため、球果への袋掛によるカメムシ防除を行う。

一方、優良種子は、形質の良好な母樹から採取することが必要であり、このため粗悪品を排除(種子採取は、事業期間が短いこと、採取、調整に技術を要する。)する必要から種子採取を行う。

さらに、種子の計画的生産のため、育種母樹林の着果結実を促進する、ジベレリン処理と、近年、大きな社会問題となっているスギ花粉症対策として、花粉の少ないスギ品種等からの積極的な種穂の採取を行う事業である。15年度は補助金額で3,858万3千円実施した。

(イ) 郷土樹種母樹林整備運営事業

森林の多面的機能の発揮の観点から、多様な森林整備を推進するとともに、地域材を活用した地場産業等のニーズに対応し、かつ、気候等の条件に適した優良種苗の確保が必要である。

このため、地場産業等のニーズに対応した郷土

樹種を育成するための母樹林の指定、種子採取環境の整備、苗木に対する需要調査を行う事業である。15年度は補助金額193万円で実施した。

イ 苗木生産・流通対策等事業

林業種苗法に定められている林業用種苗の表示・証明制度を適正に実施するため、都道府県が表示監督検査、表示証明制度運営協議会の開催及び苗畑調査を行う。

また、林業用種苗の安定的な生産と適正な流通を確保して、造林事業の円滑な推進を図るため、都道府県が需給実態調査及び需給調整協議会の開催等を行うとともに、環境緑化木の需要に対して的確な供給を確保するためには、生産の安定と流通の円滑化を図る必要があることから、都道府県が需給の実態調査及び需給連絡協議会の開催等を行う。

さらに、スギ花粉の発生抑制に資する対策として、花粉の少ないスギ品種等の普及対策を行う事業である。15年度は補助金額220万8千円で実施した。

ウ 多様な優良種苗生産体制整備推進事業

多種多様な苗木の安定的な供給を推進するため、種苗生産の省力化を図り、雇用労働力の確保難を緩和するため、苗木生産マニュアルの作成、講習会の開催、コンテナ苗木生産施設の整備、出荷施設の整備及び抵抗性マツの供給を図る生産施設の整備を行う。

また、コンテナの大規格苗は、雑草との競合や育林コストの面での利点から樹下植栽への使用が望ましく、積極的な活用を図る必要があり、大規格コンテナ苗木生産体制の整備を推進するため、検討会の設立・開催、施設の整備、モデル事業を行う。

さらに、優良なマツノザイセンチュウ抵抗性マツ苗木の生産に必要なマツノザイセンチュウの培養・接種技術研修の実施と、広葉樹林整備等に資するため広葉樹等コンテナ苗木の生産技術改良の事業を行う事業である。15年度は補助金額1,381万1千円で実施した。

エ 苗木生産広域流通安定対策事業

優良な林業用種苗の需給の安定を図るため、種苗生産団体が広域需給調整、計画生産、生産調整等の推進及び苗木生産後継者の育成等を総合的に行う事業である。15年度は補助金額480万6千円で実施した。

オ 特別母樹林保存損失補償

林業種苗法に基づき指定した特別母樹林は、伐採の制限を受けており、私有林について指定を受けた森林所有者に対し、通常受けるべき損失を補償して

いる。

15年度は1,165万円を補償した。

5 緑化推進対策事業の展開

近年、森林・自然体験活動や奉仕活動への参加意向を有する国民の増加を背景に、森林づくり活動を行うボランティア団体が大幅に増加しており、こうした国民参加による活動を促進し、多面的機能を有する森林の整備・保全を、林業関係者の努力のみならず、社会全体で支えていくという国民意識の一層の醸成に資するため、平成13年6月に成立した「森林・林業基本法」第16条において「国は国民等が行う自発的な緑化活動等を促進するための施策を講ずる。」旨新たに規定された。

このため、緑化推進対策事業においては、全国植樹祭・全国育樹祭や緑の募金活動など国土緑化運動の展開等と併せ、森林ボランティア活動など広範な国民による森林づくり活動を一層促進するほか、里山林の保全部管理など市民生活に身近な緑化技術の開発と普及、学校林の整備・活用などの森林環境教育等の施策を一体的に実施し、もって国民参加の森林づくりを推進している。

ア 国土緑化行事

(ア) 全国植樹祭

全国植樹祭は、国土緑化運動の中核をなす行事として昭和25年以来、天皇皇后両陛下の御臨席の下、全国各地からの参加を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成15年度においては、千葉県木更津市で開催された。

(イ) 全国育樹祭

全国育樹祭は、昭和52年以来、皇太子同妃両殿下の御臨席の下、全国各地からの参加を得て、両陛下によるお手入れ（全国植樹祭において天皇皇后両陛下のお手植え・お手播きにより成長した木の枝打ち等）や参加者による育樹活動等を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されており、平成15年度においては、愛知県藤岡町で開催された。

イ 緑の募金

緑の募金は、平成7年に成立した「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、国民各層に対し募金を働きかけることにより、森林整備に関する意識醸成を図るとともに、寄せられた寄附金により森林の整備、緑化の推進及びこれらに係る

国際協力を行う国民の活動を助成することを目的としている。緑の募金運動は、毎年2～5月と9～10月に(社)国土緑化推進機構及び各都道府県緑化推進委員会によって展開されており、平成15年の募金額は、約25億円となった。

ウ 緑と水の森林基金

緑と水の森林基金は、昭和63年に、国民各層からの自発的な募金により基金を造成し、その運用益により森林資源の整備、利用等に関する調査研究等に対し助成し、もって森林整備の推進に資することを目的に(社)国土緑化推進機構に設置されており、毎年予算の範囲内で事業が行われている。平成15年は、公募事業として9,900万円を助成した。

エ 国民参加の緑づくり推進事業

地球温暖化防止をはじめとした多面的機能を有する森林の整備・保全は社会全体で支えるという国民意識を醸成することを目的に、緑化推進の啓発、森林ボランティアなど広範な国民による植樹活動等を促進するため、平成15年度において下記の事業に対して4億3,900万円を計上した。

(ア) 普及啓発活動の展開

- a 国土緑化運動の中心的な役割を果たす全国植樹祭、全国育樹祭の開催費用の一部を助成。
- b 地球温暖化防止に果たす木材利用の意義や効果の調査分析・普及啓発を実施
- c 都市住民が山村において森林の整備・保全活動に自主的に参加する機運を高めるため、地域における上下流連携等によるフォーラム、シンポジウム等の開催。
- d 木材の有効利用等が地球温暖化防止に寄与することについて講習会などを開催し普及啓発を実施。
- e 地域の身近な緑化の保全活動等のリーダーの役割を担う「緑サポーター」を養成するための樹木の診断・治療等の緑化技術を習得する研修の実施。
- f 森林ボランティアを核として、多様な団体が参画する地域森林ネットワークが行う森林づくりを促進するため、公開講座等を開催し普及啓発を実施。

(イ) 公募による植樹活動の促進

都道府県、市町村において、公募により募集した広範な国民を対象として、植樹や育樹など森林整備・保全活動を実施する機会を提供するための事業を実施。

(ウ) 森林ボランティア活動の促進

- a 森林ボランティア活動や森林ボランティア団体に関する情報を整備し、提供するための森林ボランティア・ネットワークの整備。
 - b 森林ボランティア活動を促進する人材を養成するため、都道府県を越えて指導・助言する中核的リーダーや地域の中心となって森林ボランティア団体にアドバイスを行う地域的リーダーを養成するための研修の実施。
 - c 森林ボランティア活動を実施するための活動費の一部を助成するための事業の実施。
 - d 体験的に森林・林業に関わる労働を希望するボランティアを対象として、技術・安全研修を実施するとともに、森林維持・管理活動及び森林ボランティア活動を実施。
 - e 里山スギ林等を対象としたボランティア活動により、花粉症対策にも資する枝落とし等を実施。
 - f 伝統工芸品の原材料となる森林において、自主的な森林整備・保全活動に必要な経費の一部を助成。
 - g 国民参加の森林づくりの拠点となる「みどり世紀の森」を整備するため、学識経験者やボランティア団体の代表者等で構成する推進委員会の設置及び運営、活動計画の策定、作業器具の整備、周辺環境の整備及び普及広報活動を実施。
 - h 青少年を対象として、子ども森林サミット及び緑の少年団活動発表大会を開催するとともに、子どもや親子が行う森林ボランティア活動を実施するための経費の一部を助成するための事業を実施。
 - i 地域森林ネットワークの構築のためのマニュアル・事例集・普及広報資料の作成、企業の森林づくりセミナー・連絡調整会議の開催及び地域森林ネットワークの活動を促進するための事務局設置・普及広報に必要な経費の一部を助成。
 - j 地方公共団体と森林ボランティアとの間で、公有林の維持・管理に関する協定の締結促進を図るための委員会を開催するとともに、協定に基づく森づくり活動を行う森林ボランティアに対し、計画作成及び林況等の報告に必要な経費の一部を助成。
- (エ) 緑づくり国民活動へのフィールドの提供
- a 地域の森林の現況を調査し、緑づくり国民運動の適地の把握等の分析の実施。
 - b 森林所有者に対しフィールドの提供等の意向

調査の実施と、緑づくり国民運動への森林の提供等の促進。

- c 事業実施主体による活動区域の明確化と、管理簿の作成、保存の実施。

オ 学校林整備・活用推進事業

青少年の森林体験活動を行う上で身近で絶好の場である学校林の整備・活用を通じて、青少年の森林体験活動の場と機会を確保・内容の充実を図るため以下の事業に対し6千9百万円を助成した。

- (ア) 学校林の新規設置等のためのノウハウ・事例集の作成や相談窓口の設置等
- (イ) 体験活動等学校林の活用を図るためのマニュアルの作成、配布や、学校における木材利用の調査分析・普及啓発を実施。
- (ウ) 学校林を活用した交流活動を促進するための地域関係者による方策の検討、体験林業等の野外活動を通じた交流活動を実施。
- (エ) 学校林を体験活動に適した状態とするための森林ボランティアによる不用木の除去、遊歩道の整備等による森林保全管理活動の実施。
- (オ) 学校林活動を促進するための歩道、ベンチ、簡易トイレ、簡易倉庫、看板等の環境整備を行うための調査、計画策定及び環境整備を実施。

カ 森林環境高度化技術開発普及事業

国民等が行う自発的な森林整備等に資するよう、緑化技術に関して、国民に身近な森林や樹木の保全・管理に関する技術開発等を推進し、その成果をわかりやすいよう、かつ、体系的に一般市民へ普及啓発させるため、以下の事業に対し3千6百万円を助成した。

- (ア) 緑化技術の開発
 - a 巨樹・古木林等の診断・治療及び樹勢回復技術の開発、緊急モデル治療を行うほか、折損の危険度判定技術、予防技術の開発、過去の診断治療等データの整備等を実施。
 - b 予備調査及び現地調査の成果を基に、里山林の多様な機能について評価し、評価結果を踏まえた里山林の管理方針を示す手法を開発。
- (イ) 緑化技術の普及

開発された技術を一般市民に対し、わかりやすく且つ体系的に普及するため、都道府県が実施する緑サポーター養成研修に必要な標準カリキュラム・教材の作成、研修の指導、登録等を実施。
- (ウ) 緑化技術情報の提供

インターネット等を通じ、身近な緑化技術に関する情報を提供。

キ 夏休みを中心として、高校生が一定期間山村に泊まり込み、森林組合等の指導下で下刈、除間伐、枝打ち等の森林整備・保全活動に従事するとともに、併せて専門家を講師とした温暖化防止等に関する学習を実施。

ク 「森の名手から学ぶまちづくり」推進調査

平成15年度の地域活性化推進費（国土交通省予算：ふるさと創生・地域活性化施策の具体化を図るため、各省庁が実施する地域づくりに関する施策に係るプロジェクト等について支援することを目的としている。）によって、国民参加の森林づくりの一環として、全国から選ばれた次代を担う高校生100人に、森にかかわる分野において優れた技をもつ名手・名人に対して「聞き書き」する機会を提供することにより、森林の整備・保全は社会全体で支えるとの国民意識の醸成を図るとともに、異世代間の交流機会の創出を通じた地域活性化、青少年の健全な育成等を図る。

- (ア) 聞き書きに係る成果集約・発信活用手法の検討等
- (イ) 聞き書き研修、「聞き書き」及び「公開フォーラム」等の実施
- (ウ) 地域活性化に資する調査結果情報の広範な普及・啓発

6 森 林 保 全

(1) 森林病虫害等防除事業

森林病虫害等防除事業は、「森林病虫害等防除法」(昭和25年法律第53号、以下「防除法」という。)等に基づき、各種の防除措置を実施している。

特に、松くい虫については、昭和40年代後半から著しく増加した被害に対し、52年に「松くい虫防除特別措置法」を5箇年間の時限法として制定し被害の終息に努めた。しかし異常気象の影響等もあり、53年以降被害が激増したことから、57年に時限法の期限を延長するとともに、名称も「松くい虫被害対策特別措置法」(以下「特措法」という。)とする等の法改正を行った。

その後、被害量は減少傾向で推移したが、地域によっては拡大傾向であったほか、従来と異なる被害態様がみられるようになったため、62年に「特措法」の一部を改正し、その期限を延長した。その後、各種被害対策の総合的な推進が図られ、被害量はピーク時の半分以下にまで減少したが、なお、毎年100万㎡に近い異常な被害の発生をみたことから、平成4年に「特措法」の一部を改正し、期限をさらに5年間延長し、以来「特措法」等に基づき、「保全する松林」については、徹底

した防除を行い被害の鎮静化を期することとし、その周辺松林については、樹種転換を促進するなど総合的な松林保全対策を推進してきた。

しかしながら、被害の終息を図るまでには至っておらず、今後とも、重要な松林を適切に維持していくためには、将来にわたって予想される被害の状況の変動に応じて、必要な防除措置をいつでも発動できるようにしておく必要があることから、「特措法」の期限切れに当たり、「特措法」に規定する松くい虫に対する特別措置の一部を「防除法」にとり込むこと等を内容とする「防除法」の一部改正を平成9年に行い、同法に基づき松くい虫をはじめとする森林病虫害等の被害の発生状況に的確に対応するための対策を総合的に実施しているところである。

また、シカ等の野生鳥獣による森林被害に対処するため、環境省等関係省庁と連携し、造林事業において野生鳥獣の生息環境にも配慮しつつ、森林被害防止のための施設の設置を行うなどの総合対策を進めている。

ア 15年度の予算の概要

15年度の松林保全対策に係る予算は、42億1,436万2千円(対前年度比97%)、うち森林病虫害等防除事業(松くい虫対策分)は、22億5,836万2千円(対前年度比109%)である。また、松くい虫以外の森林病虫害等対策に係る予算のうち森林病虫害等防除事業(その他森林病虫害等分)は、1億6,009万6千円(対前年度比99%)である(表15)。

イ 15年度の事業概要

表15 15年度予算内訳

	(千円)
国 費	
松林保全総合対策	4,214,362
＜非公共＞	
森林病虫害等防除事業	2,258,362
(松くい虫対策分)	
多様な優良種苗生産体制整備推進事業	13,811
	の内数
＜公共＞	
保全松林緊急保護整備事業	1,882,000
森林造成林道整備事業	74,000
その他森林病虫害等対策	
＜非公共＞	
森林病虫害等防除事業	160,096
(その他森林病虫害等分)	
＜公共＞	
森林環境保全整備事業	55,413,000
— 鳥獣害防止施設等整備—森林病虫害等防除事	の内数2,069,096

(ア) 松林保全総合対策

a 保全すべき松林における的確な防除と健全化整備の推進

保全すべき松林において、被害のまん延防止に必要な特別防除、地上散布、伐倒駆除等を実施したほか、健全な松林の維持造成を図るため、被害木を含め不用木、不良木等の除去・処理を行う衛生伐等を実施した。

また、トキの野生復帰に向けて、営巣木やねぐら木となる松林の保全対策を実施した。

b 樹種転換の計画的な推進

保全すべき松林の周辺において松林の広葉樹林等への樹種転換を促進し、保全すべき松林の保護樹林帯の造成等を実施した。

c 地域の主体的な防除体制の整備

地域の実態に応じて森林組合連合会等を地域の主体的な被害対策を支援するための核(森林病虫害等防除センター)として機能させ、航空機を利用した被害木探査等による被害監視、防除活動の推進を担う人材の育成、防除器具の貸付、被害・技術情報の管理・提供等の専門的支援活動を実施するとともに、地域住民、ボランティア等を含む地域が一体となった松林保全体制の整備を行った。

また、被害先端地における松くい虫被害対策を推進する体制の整備を図った。

d 被害防止技術の普及・開発の推進

マツノザイセンチュウに対する抵抗性のより強いマツの採種圃の改良、接種検定用の生産施設等の整備による、抵抗性マツ苗木の供給体制の構築とともに、松に弱毒性のマツノザイセンチュウを事前に接種することで、松くい虫被害への抵抗性が誘導される技術の林地における実用化に向けた調査等の防除手法の開発のための調査等を行った。

(イ) その他森林病虫害等被害対策

カシノナガキクイムシが媒介するブナ科樹木萎凋病菌によるナラ類の集団枯損被害やスギカミキリ、スギノアカネトラカミキリ、等のせん孔性害虫をはじめとする松くい虫以外の森林病虫害及びシカ等の野生動物による森林被害の防除事業並びに野生鳥獣の生息環境にも配慮した多様な森林整備等を実施した。

(2) 森林環境保全対策事業

森林の有する多面的な機能を十全に発揮していくためには、適切な森林の管理水準の維持・確保を図り、

廃棄物不法投棄等による林地・林内施設の汚染・損傷、山地災害及び林野火災等各種の森林被害について、未然防止や早期発見により、被害を最小限に止めることが重要である。

しかしながら、山村の過疎化、不在村森林所有者の増大等、森林・林業を取り巻く情勢の厳しさから、適切な森林の管理が困難になっていることに加え、森林レクリエーション利用等森林への入込者の増大により林地・林内施設の汚染や山火事の発生の危険性が増大している。

このため、森林保全管理活動及び林野火災予防活動について、都道府県、市町村、森林所有者等の連携により地域関係者が一体となって効果的な展開を図ることが重要であり、森林保全管理体制の整備及び林野火災予防対策等を地域の実情に応じて総合的に実施するため、平成15年度においては、予算額5,558万9千円を助成した。

ア 林野火災予防対策

林野火災の発生状況について平成10～14年の年平均でみると出火件数2,746件、焼損面積1,536ha、損害額8億5千8百万円となっている。

また、林野火災の出火原因についてみると、平成10～14年の年平均によれば、たき火によるものが全体の26%を占め最も多く、次いでたばこ15%、火入れ12%の順となっており、原因のほとんどは人為によるものである。

このため林野火災の予防及び効率的な初期消火を図る観点から、航空機による巡視、林野火災予防消防組織の育成、初期消火資機材の配備、地域住民等による予防活動の推進、林野火災予防情報システムの整備に加え、林野火災の危険性が高い気象条件下における予防活動の強化を行うとともに、林地開発等に伴う森林と住宅地の近接化等による家屋への延焼の危険性に対処するため、延焼防止に効果のある防火管理道等を整備した。

イ 森林保全管理体制

森林レクリエーション利用等森林への入込者の増大に伴って、廃棄物の不法投棄等による林地・林内施設の汚染や林野火災の発生等による森林被害を防止するため、平成15年度は、森林保全推進員の養成、森林保全巡視指導員による巡視指導等を実施した。

(3) 林地開発許可制度

ア 制度の概要

乱開発を防止し、森林の土地の適正な利用を確保するため、昭和49年5月に森林法の一部改正が行われ、従来からある保安林制度に加え、保安林等を除

く民有林を対象とした林地開発許可制度が同年10月31日に発足した。以来これにより開発行為の適正化を図ってきたが、国民生活の多様化、経済活動の高度化に伴い、森林を保健休養の場等として利用することに対する国民の期待が高まりを見せた。このため、森林の利用と保全との両立を図るために従来の制度の運用の改善が求められ、平成2年度には開発区域に残置すべき森林等の割合等の開発行為の許可基準の見直しを行った。

また、平成3年4月の森林法改正において、開発行為が及ぼす影響をより広域的な視点から考慮するよう、開発行為により森林の有する水害防止の機能が損なわれ、下流地域において水害を発生させるおそれがないことが許可要件として追加された。

(ア) 許可制の適用範囲

地域森林計画の対象となっている森林のうち、保安林等を除く民有林において1haを超える開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）をしようとする者は国又は地方公共団体等が行う場合等の例外を除き都道府県知事の許可を受けなければならない。

(イ) 許可基準等

開発行為の許可を受けようとする者はその行為をしようとする森林の所在地の都道府県知事に対し省令に定められた手続きにより申請を行う。

申請を受理した都道府県知事は原則として現地調査を行い内容を審査し、関係市町村長及び都道府県森林審議会等の意見を聴いた上で、

- a 周辺の地域に土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
- b 水害を発生させるおそれがあること。
- c 水の確保に著しく支障を及ぼすおそれがあること。
- d 周辺の環境を著しく悪化させるおそれがあること。

のいずれにも該当しないと認めた場合には、許可をしなければならない。

(ウ) 監督処分等

都道府県知事は森林の有する公益的機能を維持するため、必要があると認めるときは無許可又は許可条件違反等の開発行為について、その行為の中止命令又は復旧命令を発することができ、無許可の開発行為を行った者又は前記の各命令に違反した者に対しては罰金を課すことになっている。

イ 許可制度の運用状況

最近の許可制度の運用状況についてみると、件数

表16 林地開発許可制度の運用状況（平成16年 3月31日現在）

区分 年度 開発行為の目的	件 数 (件)																
	昭 和 49～63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
工事・事業場用地の造成	1,444	133	141	139	136	126	104	102	118	107	112	67	41	69	59	68	2,966
住宅用地の造成	1,277	49	73	67	85	71	68	68	59	68	48	55	27	22	17	9	2,063
別荘地の造成	177	17	26	14	12	6	6	3	6	5	1	2	3	1	2	0	281
ゴルフ場の設置	882	146	130	142	165	93	73	47	30	14	13	7	5	1	5	3	1,756
レジャー施設の設置	577	83	100	66	60	49	51	41	28	20	27	10	8	17	9	7	1,153
農用地の造成	9,752	209	161	137	106	91	86	92	54	54	63	61	53	47	45	56	11,067
土石の採掘	6,623	311	281	244	248	262	248	212	216	254	207	227	174	174	160	135	9,976
道路の新設又は改築	80	3	6	8	0	2	6	4	2	2	0	2	2	2	1	1	121
その他	2,572	162	139	107	99	111	84	69	65	49	70	50	32	48	54	31	3,742
件数計	23,384	1,113	1,057	924	911	811	726	638	578	573	541	481	345	381	352	310	33,125

区分 年度 開発行為の目的	面 積 (ha)																
	昭 和 49～63	平成 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
工事・事業場用地の造成	6,688	802	836	897	821	781	562	575	556	760	464	343	184	297	315	238	15,119
住宅・別荘用地の造成	12,810	392	600	401	788	663	823	564	641	636	505	715	187	95	3	34	19,857
別荘地の造成	1,122	86	101	85	100	24	14	13	89	47	3	21	58	9	6	0	1,778
ゴルフ場の設置	37,112	7,386	5,755	6,756	8,388	4,760	3,274	2,091	1,530	296	615	142	186	30	-3	14	78,332
レジャー施設の設置	3,342	637	596	733	341	588	259	121	185	53	125	52	18	56	33	4	7,143
農用地の造成	39,511	795	639	427	386	351	347	328	203	196	288	254	173	140	180	189	44,407
土石の採掘	263	12	23	22	4	3	20	10	9	6	0	8	6	4	2	3	395
道路の新設又は改築	23,846	1,730	1,593	1,604	1,578	1,950	1,774	1,503	1,695	1,927	1,808	1,840	1,441	1,329	1,349	1,064	48,031
その他	8,922	592	556	531	410	490	413	393	255	204	314	192	151	209	226	182	14,040
計	133,616	12,432	10,699	11,456	12,816	9,610	7,486	5,598	5,163	4,125	4,122	3,567	2,404	2,170	2,111	1,728	229,102

（注） 1 面積は、土地の形質の変更に係る面積であって、開発区域に残置する森林は含まない。

2 件数は、新規許可処分に係るものであって、面積は、当該年度の新規許可処分面積に当該年度の変更許可処分による増減面積を加えたもの。

3 「その他」の項には産業廃棄物処理場、残土処理場、福祉施設、墓地等が含まれる。

は減少傾向を示し、面積については昭和60年度以降増加傾向を示したが、平成5年度からは大幅な減少に転じている。

また、開発行為の目的別面積は、農用地の造成が減少し、一方で、ゴルフ場の建設が増加傾向を示していたが、これも5年度以降は大幅に減少している。

7 林業・山村の活性化

(1) 流域林業活性化対策

近年の林業をめぐる厳しい情勢の中で、林業生産活動及び森林の適正な管理を推進するためには、森林の有している諸機能が発揮される場である「流域」を基本的単位として、流域における関係者が、自主的に林業の活性化に取り組む必要がある。

このため全国158の流域において、これまでに森林・林業関係者等からなる「流域森林・林業活性化センター」及び「協議会」の設置、「流域林業活性化実施計画」の策定等の推進体制整備を行うとともに、個々の流域の取組を強化するため、流域内の事業量等に関する情

報の収集・提供、上下流連携による森林整備を促進するための普及・啓発、木材を安定的に供給するためのあっせん等を行う事業を実施した。

(2) 森林資源の活用による魅力ある山村づくり

山村地域は、林業生産活動や日常的な森林の見回り等の管理活動を通じて、森林の多面的機能の発揮を促進し、安全で豊かな国土の形成に重要な役割を果たしていることから、その活性化を図る必要がある。

このため、山村地域の主要な産業である林業、木材産業の振興を図るとともに、消費者の参画による産地づくりや新たな栽培方法の確立等により、新鮮でおいしいきのこなど地域の特性に応じた林産物の供給体制の整備や木造公共施設の整備等による地域材の利活用を推進したほか、集落間の連携強化による地域づくり活動や森林資源を活かした新たな産業の育成を推進した。

また、林業従事者等の山村への定住促進に必要な、用排水施設、通信連絡施設、防災安全施設、新たな森林施業の担い手となる UJI ターン者用の住宅基盤等

の生活環境を整備した。

さらに山村地域の有する豊かな自然、空間的・時間的ゆとり、伝統・文化等を活かした森林体験活動等を通じた都市と山村の共生・対流を推進した。

(3) 森林の多様な利用の推進

森林の多面的機能の発揮に対する国民の関心や期待の高まりを背景に、野外教育や環境教育の場、健康づくりや生きがいの場、森林の整備活動への参加の場など、森林の保健・文化・教育的利用への要請は多様化している。

このため、森林環境教育や健康づくりの場としての森林利用など、森林の新たな利用を推進し、森林と人との豊かな関係の回復及び創出を図ることが重要である。

ア 森林環境教育の推進

平成14年度からの完全学校週5日制や教育課程への総合的な学習の時間の導入等に対応して、子どもたちの「生きる力」を育む観点から、森林・林業分野においてもこれまで以上に様々な体験の機会を子どもたちに提供していくことが重要である。

また、平成15年7月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」においては、体験活動の場として、森林が明記されている。

このため、子どもたちの体験学習の場や生涯学習の場など教育的利用に供する森林・施設の整備を助成する事業を実施するとともに、文部科学省と連携し、「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を実施した。

これに関連して、地域の特徴を活かした体験活動プログラムの提供、指導者の養成に資するセミナーの開催や、森林・林業関係者、教育関係団体、NPO等が連携して行う親子や子どもたちの森林整備活動等を支援するとともに、自主的な活動や交流活動の推進を図る「緑の少年団全国大会」の開催を支援した。

また、森林の保健・文化・教育的利用を通じて国民福祉の向上と山村地域の活性化に資するとともに、地球温暖化防止対策における森林整備と資源の循環利用の意義や森林・林業・山村の果たす役割への理解を深めるため、森林環境教育について、現場担当者が活用するテキストの作成と普及、森林環境教育実践者が一堂に会し成果を発表し、今後の課題について討議と情報交換を行うことを目的とした全国シンポジウムの開催、森林総合利用ホームページによる情報の受発信等を実施した。

イ 里山林の保全・利用の推進

里山林は、四季を彩る景観の美しさを感じることができするなど、人々の生活に最も身近な森林であり、森林と人との豊かな関係を回復し、創出する場として期待が高まっている。

このため、身近な里山林や都市近郊林を保健・文化・教育的な利用と一体的に行う森林整備等の住民参加型の取組を支援し、継続的に利用され維持管理されていく状態の回復・創出を図る取組を行った。また、森林所有者、地域住民等の連携・協力の下での利用活動と保全活動を一体的に推進できる条件を整備するため、多様な活動の場となる「里山利用林」の設定、「森林の育て親」の募集、新たな保全・利用活動の立ち上げに対する支援等を実施し、自立的な活動を通じた里山林等の保全・利用を推進した。

さらに、市民参加の協定の締結、都市が山村で行う「ふるさと共生の森」の設定等森林と人との共生林の整備に向けた条件整備や市民参加によって森林整備と資源循環利用を総合的に進めるなどの取組についても推進した。

ウ 健康づくりの場等としての森林利用の推進

近年、急速な高齢化の進展、国民の健康に対する関心の高まり等に伴って、森林の有する保健休養機能に対するニーズが高まっており、健康づくりのための森林空間の利用が期待されている。

このため、森林を活用した健康増進の取組を推進するため、森林の持つ健康と癒し効果に関し科学的な実証調査を行った。その結果、血液検査・気分プロフィール検査において、都市環境と森林環境に有意な差異が見受けられた。また里山林等を活用した健康づくりのための体制整備、「健康と癒しの森」利用活動への支援を実施した。

第3節 林業・木材産業構造改革事業

1 事業の趣旨

森林・林業基本法に基づき、林業の持続的かつ健全な発展と、需給構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強力に推進する観点から、都道府県ごとに策定されている林業・木材産業構造改革プログラム（以下「都道府県構造改革プログラム」）に即し、川上・川下を通じ、経営や施業の担い手の育成、競争力のあ

る木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的として、①路網整備等による効率的な林業生産体制の早急

な確立、②大規模木材加工流通施設の整備等による林産物の加工・流通についてのコストの低減等、木材産業の構造改革の推進、③しいたけの生産・流通について、国際競争力を備えた産業構造への転換を重点的に図るとともに地域材利用の推進を図る観点から、新たに林業・木材産業構造改革事業を実施する。

2 事業の内容

(1) 林業経営構造対策事業

都道府県構造改革プログラムに即した望ましい林業構造を実現させるための対策として、森林施業の集約化を図り、持続的な林業生産活動を推進するため、路網の整備と高性能林業機械の導入など林業の生産性の向上に資する施設、構造対策のために必要な所得の向上等に資する森林空間活用施設等の整備を実施する。

予算額 14億4,648万8千円

(2) 木材産業構造改革事業

都道府県構造改革プログラムに即し、外材に対抗できる木材の供給体制を推進し、森林資源の循環利用に資するため、合併等の木材産業の構造改革を踏まえて行う木材加工流通施設、品質・性能の明確な地域材を供給する先進産地を緊急的に整備するために必要なリース方式を含めた高次加工施設、乾燥施設等の整備を実施する。

予算額 24億1,081万2千円

(3) しいたけ生産体制整備緊急対策事業

しいたけの品質・生産性を向上させる新たな栽培方式の導入に必要な菌床・ほだ木を供給する培養センター、選別包装の共同化・機械化を進める集出荷センター、品質管理の向上・生産の安定を図るための予保冷施設・発生舎・空調栽培施設などの整備を実施する。

予算額 17億4,900万円

(4) 地域材利用促進対策事業

ア 木造公共施設整備事業

展示効果やシンボル性が高く波及効果の高い公共施設の地域材を利用した整備を促進するため、低コスト化や耐火性能の向上を図る等の先駆的な施設や、文部科学省と連携した学校関連施設等の地域材による整備を実施する。

予算額 8億4,661万9千円

イ 木質バイオマスエネルギー利用促進事業

林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の木質バイオマスの利活用を促進するため、林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材、バイオマス発電施設、木質バイオマスエネルギー供給施設、公共施設等におけるバイオマスエネルギー利用施設の整備

を実施する。

予算額 10億5,900万円

(5) 沖縄林業経営構造改革特別対策事業

沖縄における林業構造等の特性に応じて、地域における林業経営の安定化、地域内の林産物の供給体制の整備を図るための路網整備、林業生産機械、林産物加工施設、特用林産物加工施設、森林空間活用施設等の整備を実施する。

予算額 2億6,666万6千円

(6) 林業構造改善事業（継続分）

林業を地域産業として維持・発展させるための林道等の生産基盤の整備、機械施設等の資本装備の高度化等により、林業の構造改善を促進する総合的な対策である林業構造改善事業について、継続事業を実施。

（地域林業経営確立林業構造改善事業）

予算額 39億3,200万円

第4節 森 林 組 合

1 森林組合等の活動状況

平成14年度末現在、全国森林組合連合会1、都道府県森林組合連合会46、森林組合990、生産森林組合3,414が設立されており、森林組合は、合併の推進等により年々減少している。

森林組合は、地区内外の居住者併せて165万人（地区内森林所有者の49％）の組合員（1,679人/組合）で構成され、その所有森林面積は、1,122万ha（県有林を除く民有林の72％）に達している。

また、造林・林産等の事業を実施するために作業班を組織している組合は831組合で、総人員は、2万7千人となっている。

財務状況については、払込出資金の1組合あたりの平均は、5,183万円（前年度4,721万円）と推移しており、組織・経営・財務基盤ともに年々強化されつつある。

平成14年度における事業取扱量については、新植面積2万2千ha（前年度比88％）、保育面積49万9千ha（前年度比91％）〔うち除間伐面積24万4千ha（前年度比103％）〕、素材生産量250万3千m³（前年度比92％）となっている。

一方、生産森林組合は、平成14年度末において、27万4千人の組合員により、36万3千haの森林が経営されている。

都道府県森林組合連合会においては、森林の経営に関する指導や林業技術の普及等の指導事業、素材・製

材品・木材チップ等の販売事業、林業用機械・山行苗木・肥料等の購買事業等を行っている。

また、全国森林組合連合会は46都道府県森林組合連合会及び大阪府森林組合を会員とする森林組合系統の全国段階の組織として指導事業及び販売・購買事業等を実施している。

2 森林組合等の育成強化

(1) 森林組合等経営基盤強化対策事業

森林組合の効率的・安定的な施業、経営の推進を図るための役職員等の育成や森林管理体制の整備等の実施、並びに入会林野等の整備と入会資源の活用を円滑適正に推進するための入会資源活用促進対策協議会の開催やコンサルタントの設置等の実施に対し助成した。

予算額 1億2,714万円
(前年度 1億3,145万円)

(2) 地域森林管理システム支援事業

不在村者所有森林等の適正な森林整備の推進を図るための情報収集・分析や、リフレッシュ会議の開催による森林施業・経営の推進等に対し助成した。

予算額 5,800万円
(前年度 8,800万円)

(3) 森林組合中央指導事業

森林組合の健全な事業運営等に資するため、森林組合監査の実施による経営管理等に関する適切な指導や森林組合監査士の育成等に対し助成した。

予算額 963万円
(前年度 1,070万円)

第5節 林業労働力対策

1 林業就業者の現状

国勢調査によると、平成12年における林業就業者数は6万7千人で、ここ10年間で約4万人減少した。

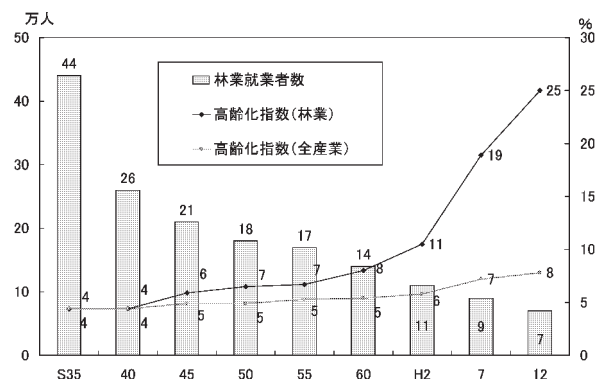
また、年齢構成は、65歳以上が25%と高齢化が進行しており、全産業の就業者と比べると約3倍となっている。

林業労働力の減少、高齢化が更に進むならば、森林の適切な管理及び木材の安定供給を図る上で深刻な影響が生じることが懸念されている。

このようなことから、林業労働者を雇用する森林組合、素材生産業者等の林業事業体における雇用管理の改善と事業の合理化を一体的に促進することと併せて、新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化

を図ることにより、林業労働力を確保する必要がある。

表17 林業就業者数及び高齢化の推移



資料：総務省「国勢調査」、高齢化指数は、65歳以上の割合。

(1) 森林・林業雇用総合対策事業

ア 担い手確保・育成対策事業

林業事業体の経営合理化計画の認定及び指導、都道府県林業労働力育成協議会の開催及び基幹的林業者養成研修等を実施し林業事業体の育成とともに林業就業者の確保・育成を推進した。

イ 林業労働災害撲滅プロジェクト事業

林業における労働災害の発生頻度は他産業に比べ今なお高い状況にあり、今後、林業労働力を安定的に確保する観点からも、安全で快適な職場づくりを推進する必要がある。

このような状況を踏まえ、林業労働安全衛生対策をより一層効果的に実施するため、安全衛生指導員等の養成、作業現場への巡回指導・救助訓練の実施、事業主等を対象とした安全衛生指導の実施、林業従事者に対する安全意識・技能向上の促進等に要する経費の一部を助成した。

予算額 1億2,476万円
(前年度：0万円)

(2) 林業就業促進資金

新たに林業に就業しようとする者について円滑な就業が図られるよう、林業に就業するのに必要な知識及び技能を習得するための研修受講、資格の取得、住居の移転等に要する費用を林業労働力確保支援センターが貸し付ける林業就業促進資金造成に助成した。

ア 貸付条件

(ア) 利率：無利子

(イ) 償還期間：20年以内認定事業主への貸付は、13年以内とする。

(ウ) 貸付限度額：1人につき

就業準備資金 150万円

就業研修資金 月額 5 ～ 15 万円
 ただし、認定事業主への貸付限度額は、上記に
 80% を乗じた額とする。

予算額 2,636 万円
 (前年度：2,775 万円)

第 6 節 林産物の需給及び加工流通対策

1 木材需給・木材工業等の動向

(1) 木材需給の動向

ア 需給の動向

我が国の木材（用材）需要量は、近年、1 億 m^3 前後で推移してきたが、最近では、新設住宅着工戸数の減少等から減少し、平成14年には9 千万 m^3 を下回り、平成15年は前年に比べて1.1%減少の8,718 万 m^3 となった。

用途別でみると、総需要量のうち、製材用及びパルプ・チップ用が格々約 4 割、合板用が15%を占めており、製材用の需要量は漸減傾向で推移している。

平成15年の木材（用材）需要量は、新設住宅着工戸数は前年より3.9%、床面積では2.6%の増加したものの、柱、梁等の製材品が構造用集成材等に代替されたことなどから製材用は0.3%減少し、その他用材（構造集成材等）は7.9%増加した。

パルプ・チップ用材は紙の輸入量増加や解体材・廃材等の利用増加などに伴い前年に比べて1.7%減少し、合成用材が輸入量の落ち込みにより3.1%減少した。

国産材の用材供給量は合板用丸太の利用量が増加したことなどから、前年に比べて0.5%増加し、1,615 万 m^3 となった。（表18）

木材輸入は、輸出国側の丸太輸出規制、製品輸出

拡大政策を背景として、丸太輸入が減少し、合板等の製品輸入が増加する傾向にある。また、品質が安定している集成材等の輸入が増加する傾向にある。

イ 住宅建設の動向

木材需要の大宗を占める住宅の着工動向をみると、平成 8 年には、消費税率改定前の駆け込み需要によりバブル期と並ぶ164 万戸の高水準となったが、平成 9 年には、前年の駆け込み需要等の反動により139 万戸に減少した。平成10年以降は更に低い水準となり、平成14年には115 万戸となったが、平成15年は住宅ローン減税による駆け込み需要の影響などから前年を上回り116 万戸となった。

このうち木造住宅は、平成15年に52 万戸が着工され、木造率は 4 年ぶりに前年を上回り45.1%となった。工法別には、国産材の使用割合が高い在来工法は木造住宅の約 8 割を占め、輸入材がほとんどのツーバイフォー工法、プレハブ工法は木造住宅の約 2 割を占めている。

ウ 価格の動向

平成15年の木材価格は、住宅着工戸数が住宅ローン減税の影響等から前年を約 1 万戸上回ったこと等により夏場以降にわずかに上昇傾向で推移した。

国産材丸太は夏から秋にかけて一時的に上昇した。一方、輸入丸太のうち米材は下落傾向で推移した。また、合板については、供給量の減少等から上昇した。

平成15年の平均価格をみると、丸太については前年に比べてスギがわずかに上昇したほかはヒノキが横ばいとなり、米ツガはわずかに下回った。また、製材品については、スギ正角、ヒノキ正角、米マツ平角ともわずかに前年の価格を上回り、コンクリート型枠用合板は前年の価格を 5 % 上回った。

(2) 木材貿易の動向

ア 輸入

平成15年の木材（丸太（HS4403）及び製材（HS4407））輸入量は2,149 万 m^3 で前年に比べ1.1%増加した。

これを材種別にみると、南洋材は12%、米材は 2 %、アフリカ材は 1 %とそれぞれ減少し、チリ材は15%、北洋材は 9 %、中国材は 8 %、欧州材は 7 %と、それぞれ増加した。

15年の材種別割合は米材35%、北洋材28%、南洋材11%、欧州材13%、ニュージーランド材 8 %、チリ材 3 %、アフリカ材 1 %、中国材 1 %、その他 1 %となっている。

我が国の木材輸入の全体的な動向としては、輸出

表18 木材（用材）需給の現状

（単位：千 m^3 （ ）内は対前年比%）

区 分		14 年	15 年
	数		
需 要	総 数	88,125 (96.6)	87,184 (98.9)
	製 材 用	34,856 (94.0)	34,766 (99.7)
	合 板 用	13,226 (101.2)	12,810 (96.9)
	パルプ・チップ用	37,607 (97.2)	36,979 (98.3)
	そ の 他 用	2,436 (102.5)	2,629 (107.9)
供 給	総 数	88,125 (96.6)	87,184 (98.9)
	国 内 生 産	16,075 (95.9)	16,148 (100.5)
	外 材 輸 入	72,050 (96.7)	71,036 (98.6)

表19 新設住宅着工戸数の推移

(単位：戸、%)

	総 計				木 造 住 宅								非木造住宅	
					計		木造率	在 来 工 法		ツーバイフォー工法		プレハブ工法		
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		前年比	前年比					
平成元年	1,662,612	-1.3	719,870	3.2	43.3	640,348	2.4	47,572	46.5	31,950	-18.5	942,742	-4.5	
2	1,707,109	2.7	727,765	1.1	42.6	642,102	0.3	51,093	7.4	34,570	8.2	979,344	3.9	
3	1,370,126	-19.7	624,003	-14.3	45.5	545,366	-15.1	45,437	-11.1	33,200	-4.0	746,123	-23.8	
4	1,402,590	2.4	671,130	7.6	47.8	580,799	6.5	52,933	16.5	37,398	12.6	731,460	-2.0	
5	1,485,684	5.9	697,496	3.9	46.9	603,666	3.9	56,299	6.4	37,531	0.4	788,188	7.8	
6	1,570,252	5.7	721,431	3.4	45.9	619,103	2.6	64,037	13.7	38,291	2.0	848,821	7.7	
7	1,470,330	-6.4	666,124	-7.7	45.3	554,690	-10.4	73,989	15.5	37,445	-2.2	804,206	-5.3	
8	1,643,266	11.8	754,296	13.2	45.9	619,028	11.6	93,693	26.6	41,575	11.0	888,970	10.5	
9	1,387,014	-15.6	611,316	-19.0	44.1	497,843	-19.6	79,458	-15.2	34,015	-18.2	775,698	-12.7	
10	1,198,295	-13.6	545,133	-10.8	45.5	447,287	-10.2	67,923	-14.5	29,923	-12.0	653,162	-15.8	
11	1,214,601	1.4	565,544	3.7	46.6	458,146	2.4	75,864	11.7	31,534	5.4	649,057	-0.6	
12	1,229,843	1.3	555,814	-1.7	45.2	446,359	-2.6	79,114	4.3	30,341	-3.8	674,029	3.8	
13	1,173,858	-4.6	522,823	-5.9	44.5	418,402	-6.3	77,235	-2.4	27,186	-10.4	651,035	-3.4	
14	1,151,016	-1.9	503,761	-3.6	43.8	401,029	-4.2	78,988	2.3	23,744	-12.7	647,255	-0.6	
15	1,160,083	0.8	523,192	3.9	45.1	418,426	4.3	81,502	3.2	23,264	-2.0	636,891	-1.6	

資料：国土交通省「住宅着工統計」

表20 木材の輸入量

(単位：千㎡)

		14年			15年		
		丸 太	製 材	計	丸 太	製 材	計
米	材	3,922	3,859	7,781	3,380	3,791	7,621
南	材	1,994	579	2,573	1,754	513	2,267
北	材	4,746	694	5,440	5,105	827	5,932
ニュー	材	1,468	219	1,687	1,481	198	1,679
州	材	126	2,460	2,586	58	2,701	2,759
ア	材	122	1	123	121	1	122
チ	材	135	389	524	155	447	602
中	材	18	183	201	16	200	216
そ	材	132	199	331	119	172	291
合	計	12,663	8,583	21,246	12,639	8,850	21,489

国側の丸太輸出規制、製品輸出拡大政策を背景に、丸太輸入が減少し、製品輸入割合が増加している。特に欧州材製品が増加した。

金額ベースでみると、木材（丸太、製材、合板、チップ等のHS44類計）輸入額は、1兆1,818億円（前年比102%）で我が国の総輸入額44兆3,620億円（同105%）の2.7%を占めている。

(ア) 米材

15年の米材輸入量は丸太383万㎡（前年比98%）、製材379万㎡（同98%）、計762万㎡（同98%）となった。国別では、米国が丸太268万㎡（同96%）、製材31万㎡（同89%）、カナダが丸太115万㎡（同103%）、製材348万㎡（同99%）となっている。

(イ) 南洋材

15年度の南洋材輸入量は丸太175万㎡（前年比88%）、製材51万㎡（同88%）、合板386万㎡（同91%）となっている。

丸太輸入では、マレーシアから南洋材丸太の75%（132万㎡）を輸入している。

製材輸入では、インドネシア（31万㎡）、マレーシア（19万㎡）の2ヵ国で南洋材製材の98%を占めている。

合板輸入では、インドネシアが合板総輸入量の55%（211万㎡）、マレーシアが45%（173万㎡）を占めている。

現在、インドネシアでは違法伐採対策として丸太の輸出が禁止され、マレーシア・サバ州、サラワク州では丸太輸出枠が設定されている。

(ウ) 北洋材

15年の北洋材の輸入量は、丸太511万㎡（前年比108%）、製材83万㎡（同119%）、計593万㎡（同109%）と丸太、製材ともに増加した。

近年、針葉樹合板用材としての需要の拡大や、ロシア側の輸出意欲の高まりなどを背景として輸入量は増加傾向で推移してきた。

イ 輸出

15年の木材製品の総輸出額は96億円（前年比116%）と増加した。

輸出内訳は、金額ベースで、薄板・単板（前年比97%）、製材（同149%）、合板（同143%）、繊維板（同115%）、木炭等（同113%）、その他（木製の建具・建築用木工品、木製の食卓・台所用品、積載用ボード（同119%）となっている。

我が国の木材・木製品の国別輸出内訳は、36%が中国で、以下米国14%、韓国8%、インドネシア6%、台湾5%、フィリピン5%、ベトナム5%、ドイツ4%の順となっている。

(3) 木材工業の動向

我が国の木材工業の業況についてみると、昭和60年

9月以降の急激な円高の影響を受けて深刻な不況に陥った。61年以降国内経済の安定した動向、62年の内需拡大を契機として新設住宅着工戸数は回復を示し62年から平成2年にかけて160万戸を上回って推移したが、3年、4年には景気の停滞によりそれぞれ、137万戸、140万戸と低迷した。8年においては大幅に増加したが、その反動と景気の低迷による個人消費の落ち込み等から、9年、10年にはそれぞれ、139万戸、120万戸まで減少した。その後も景気低迷が続くなか、11年、12年には微増したものの、13年には117万戸、14年には115万戸まで減少した。15年は116万戸（木造住宅52万戸）とやや持ち直したものの依然として低い水準にある。

また、長期にわたる木材価格の低迷に加え、国際化の進展に伴う輸入製品との競合等厳しい経営環境にある中で、木材の主たる需要先である木造住宅分野においては、建設コストの低減、施工期間の短縮等の建築の合理化の進展とともに、耐震性や断熱性といった性能に対する要求が高まっていることから、強度等の品質・性能が明確な資材へと大きく変化するという需要構造の変化が生じており、これらの需要に的確に反応した国産材の供給体制の整備が急務となっている。

ア 製材業

15年末における製材工場数は9,920工場を数え、前年に比べ509工場減少し、依然として休・転・廃業が進んでいる。

製材工場の平均出力数は91.9kW（前年比101%）と僅かながら増加しているが、75kW未満の工場数が全体の69%を占めており、依然として零細性を表している。15年における製材用素材の総入荷量は2,186万 m^3 （前年比97.9%）となった。この中で国産材は前年に比べ0.6%増加し、外材の入荷量は前年に比べ4.8%減少したものの、製材用素材供給量の外材依存度は依然として高く、48.7%となっている。

また、製材品出荷量は1,393万 m^3 （前年比96.7%）となり、これを用途別にみると、建築用材81%、土木建設用材4%、木箱仕組板・こん包用材11%、家具・建具用材2%、その他用材3%となっている。

イ 合板工業

15年末の合単板製造工場数は、前年に比べ14工場減少し292工場となった。これを類型別に見ると普通合板を生産する工場は、4工場減少して57工場に、特殊合板のみを生産する製造工場は、11工場減少して204工場に、単板のみを生産する工場は、1工場増加して31工場となった。

15年における単板製造用素材の入荷量は前年に比

べ19万 m^3 増加し、491万 m^3 となった。材種別にはラワン材を主体とする外材が前年に比べ11万 m^3 増の455万 m^3 、国産材については前年に比べ8万 m^3 増の36万 m^3 となった。

15年の普通合板の生産量は、302万 m^3 （前年比110.5%）、特殊合板の生産量は、114万 m^3 （前年比92.0%）となった。

2 林産物の供給及び利用の確保

(1) 木材産業の健全な発展

ア 木材産業の事業基盤の強化

木材産業の構造改革を促進し、国際的に競争力のある地域材の供給体制を整備するため、都道府県が策定する「林業・木材産業構造改革プログラム（以下、「構造改革プログラム」という）」に即して、木材産業の構造改革及び地域材の先進産地形成のための加工流通拠点施設等の整備を集中的かつ効率的に実施した。

また、素材生産から加工流通まで一貫して低コストで安定した木材を供給できるよう、その事業基盤の強化を図るため、木材産業の事業者に対して、事業の合理化に伴う設備廃棄に必要な撤去費用への助成、木材産業関連の事業体の規模拡大や組織化等に向けた合意形成や方針書の作成、品質・性能の明確な木材製品を安定的に供給するための生産マニュアルの作成及びダイオキシン対策等の環境保全や合理的な加工・流通施設の整備に必要な資金の借入についての利子助成を実施した。

さらに、乾燥材や集成材等の品質・性能が明確で安定した木材の供給能力の向上のため、これら木材供給の高度化等に要する機械設備のリース料の一部を助成するとともに、大型木材乾燥設備については、リース料助成の拡充を実施し、木材乾燥設備等の導入を推進した。

イ 木材産業等と林業との連携の推進

原木の安定的な取引関係を確立するための協定等の締結を促進するとともに、「構造改革プログラム」に即し、効率的な素材生産作業システムの構築、長期育成循環施業の推進のための施業技術研修及び素材生産業の組織化や地域の実態に応じた生産者と需要者間の安定供給に向けた取組方策の作成等を実施した。

ウ 流通及び加工の合理化

木材の流通及び加工の合理化を図るため、地域の実態に応じた素材生産から木材加工、木材流通までの地域戦略の策定、地域の木材産業の特性等を生か

した加工・流通施設の整備、品質・性能が明確な乾燥材等木材製品の供給体制の整備、製品の品質管理のための研修会の開催及び山元から製材工場等への直送化による効率的な流通体制の構築等を実施した。

また、木材産業における情報技術の活用を推進するため、木材製品の電子商取引等の環境整備や共同受発注などを実現する情報ネットワークシステムの開発・普及の実施、木材製品の品質管理等の取組の促進、乾燥材供給者等に関するデータベース及び検索システムの整備などを実施した。

さらに、木材の需給に関する情報及び消費者ニーズの収集・分析・情報提供を行い、消費者・需要者ニーズに対応した木材の迅速かつ円滑な供給を促進することにより、木材の需給や価格の安定を図る事業を実施した。

加えて、地球規模での需要動向が変化する中で、我が国からの木材の輸出の可能性について調査を実施した。

(2) 林産物の利用の促進

ア 国民への知識の普及と情報の提供

木材利用の意義等について消費者の理解を深めるため、シンポジウムや講習会を開催するとともに、インターネット、マスメディア等を活用した木材の利用情報等の提供や「木のなんでも相談室」等による木材利用相談を実施した。

また、環境に配慮した木材の新たなマーケットに対応するための流通システムの構築を図った。

イ 林産物の新規需要の開拓

林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の未利用木質資源の有効活用を図るため、地域における発生量や流通実態の把握、関係者間の連携による需要の開拓等の取組を実施した。

これら未利用木質資源のエネルギーとしての利用を促進するため、バイオマス発電施設、熱供給施設、ペレット製造施設等の整備を実施したほか、新たに林地残材等の効率的な収集・運搬に必要な機材等の整備を実施した。

また、林産物の多角的利用を促進するため、木質バイオマスのガス化、液化等による新エネルギー利用や木質新素材、生分解性ポリマーの利用促進に関する技術開発を実施するとともに、木材成分の総合利用技術による新産業を創出するための資源安定供給システムの策定や経済性評価等を行う調査を実施した。さらに、住宅・建築資材としての木材利用を拡大するため、難燃性・耐蟻性等の木材性能の高度

化に関する技術開発を実施した。

また、水質浄化や調湿等木炭の新用途利用の普及・啓発を図るための新用途木炭利用情報システムの整備及び木酢液の特性の把握に関する調査等を実施した。

ウ 建物及び工作物における木材の使用の促進

森林所有者から住宅生産者までの関係者が一体となって、地域材利用による「顔の見える木材での家づくり」を促進するため、地域材利用技術アドバイザーによる消費者相談や技術指導、消費者交流推進員の活用による普及啓発とともに、地域における関係者の連携を一層促進するための情報提供の強化、長期間居住可能な住宅の資材及びその利用方法に関する技術開発等を実施した。

また、今後の住宅需要の動向を踏まえ、内装の模様替え等に対応したリフォーム用資材の開発と供給体制の整備、大消費地における需要開拓のための市場調査等を実施した。

さらに、文部科学省や厚生労働省との連携による児童福祉施設等の木製遊具や学校複合型公共施設の整備等シンボル性が高く波及効果の期待できる木造公共施設の整備、公共施設等における木造と非木造を比較した設計の実施、不特定多数の人が利用する民間木造施設の建築に必要な借入金に対する利子の助成等により、公共施設等への地域材利用を促進した。

(3) 新たな木材利用技術の開発

木材の有効利用や木材利用の高度化を図り、より環境と調和した木材産業の創出、発展に資するため、民間企業等に対する公募方式により、間伐材等を利用した木質資材の開発等革新的な技術開発やスギ等地域材を利用した低コストかつ省エネルギーで多様なサイズに対応できる合板製造システムの開発等を実施した。

また、引き続き、木製遮音壁等の土木資材への活用に資する技術開発、木材を長期利用するための環境負荷の少ない木材保存処理技術の開発、木質バイオマスをガス化等により効率的で取扱いの容易な新たな燃料に変えて利用する技術の開発等を実施した。

さらに、木材の新たな用途を創出するため、木材成分を活用し、リサイクル可能であり、石油化学製品を代替する環境・循環型材料の木質新素材等の開発、快適かつ健康的な生活環境への改善に有効な樹木抽出成分等の利用技術の開発等を実施した。

3 木材の需給安定

(1) 木材の需給の見通しの公表

木材の需給及び価格の変動に対処するため、中央、ブロック及び都道府県において木材の需給及び価格の動向を常時的確に把握し、対策等を協議するための木材需給対策協議会等を開催した。

また、木材の需給及び価格の安定に資するため、年間の木材（用材）の需給見通し、及び四半期ごとの主要木材の短期需給見通しを公表した。

(2) 木材需給安定対策事業

木材需給の安定対策として、昭和49年から実施してきた木材備蓄事業は、平成2年度をもって終了した。その後は、①木材の需給動向の情報の収集・分析・情報提供、②木材利用の普及啓発、国産材需要拡大のための情報の収集、提供等、③木材流通の改善合理化に関する情報提供、④国際問題となっている違法伐採に対処するための関係者による協議会の開催等を行うことにより、木材の需給安定に取り組んでいる。

4 特用林産物の生産振興

(1) 特用林産物の生産動向等

特用林産物は、「しいたけ」「えのきたけ」「ぶなしめじ」等のきのこ類をはじめ、「竹材」「桐材」「うるし」等の伝統的工芸品原材料、「木炭」等の木質系燃料、さらには樹実類、山菜等に至るまでその種類、品目は極めて多い。

これらの特用林産物の生産は、農山村地域における重要な産業の一つとして、地域経済の安定と就労の場の確保に大きな役割を果たしている。

平成15年の特用林産物の生産動向については、特用林産物の生産額の大半を占めるきのこ類についてみると、平成9年以降減少していた生しいたけは平成15年はわずかながら増加したが、乾しいたけは減少傾向が続いている。

また、なめこ等のきのこは昨年並みとなっているが、エリンギは5割増しと順調に増加している。近年不作が続いているまつたけは気象条件に恵まれ若干回復した。

なお、生しいたけの輸入量は、平成13年以降減少しているが、平成15年も前年に比べて12%の減少となった。

きのこ類以外については、たけのこが主要産地において裏年であったため大きく生産量を減らしたが、わさびは気象条件が良かったため増加した。

また、里山等で注目されている竹を原料とする竹炭、竹酢液の生産が伸びている。

結果、特用林産物の総生産額は2,988億円で、前年(2,994億円)比99.8%となった。

表21 特用林産物の需要動向（平成15年）

品 名	単 位	生産量	輸入量	輸出量	消費量
乾しいたけ	t	4,108	9,137	79	13,166
生しいたけ	〃	65,363	24,896	—	90,259
な め こ	〃	25,068	—	—	25,068
えのきたけ	〃	110,185	—	—	110,185
ひらたけ	〃	5,210	—	—	5,210
ぶなしめじ	〃	84,356	—	—	84,356
まいたけ	〃	45,805	—	—	45,805
エリンギ	〃	29,882	—	—	29,882
まつたけ	〃	80	2,221	—	2,301
く り	〃	16,858	29,957	—	46,815
く る み	〃	116	28,873	—	28,989
わ さ び	〃	4,658	—	—	4,658
たけのこ	〃	31,712	268,415	—	300,128
生うるし	kg	1,388	84,672	—	86,060
竹 材	千束	1,527	549	2	2,075
桐 材	m³	1,973	83,669	—	85,642
木 炭	t	37,734	144,135	5,075	176,794
竹 炭	t	1,981	—	—	1,981
木 酢 液	kl	4,491	—	—	4,491
竹 酢 液	kl	696	—	—	696

注) 1 林野庁経営課特用林産対策室調べ。
2 不明なもの及び該当しないものについては一印とした。
3 消費量は生産量＋輸入量－輸出量による単純計算によった。
4 合計が一致しない部分は四捨五入によるものである。
5 くるみ及びたけのこの輸入量は、それぞれ殻付き、生に換算した。

(2) 特用林産振興対策

平成12年の生しいたけの輸入の急増に伴う国内価格の低下や生産者の所得の低下を踏まえ、国際競争力を備えた国内生産、流通体制を緊急に確立するため、作業の共同化、分業化、機械の導入等による生産性の向上や、新たな栽培方法の導入により品質の向上を図るとともに、出荷規格の簡素化、包装の簡略化等による流通の合理化、機能性食品としての特性の普及や、鮮度情報の提供による需要拡大等を推進した。

また、火山活動対策特別措置法に基づき対象地域において、降灰の防止及び除去のために必要な施設整備を実施するとともに、伝統的工芸品等の原材料の採取・加工等の技術の伝承、後継者育成のための研修等についても実施した。

さらに、きのこ種菌の流通の適正化を図るため、「種苗法」に基づくきのこ種菌の検査及び指導を実施した。

第7節 林業関係金融

1 木材産業等高度化推進資金

(1) 制 度 の 意 義

木材産業等高度化推進資金制度は林業及び林産業をめぐり厳しい諸情勢に対処して林業並びに木材関連産業の健全な発展を促進するため、「林業経営基盤の強化

等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年法律第51号)に基づき、昭和54年度に創設された低利融資制度である。

制度の目的は、木材の生産及び流通の合理化の促進による、木材供給の円滑化並びに効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、木材の生産又は流通を担う事業者がその行う合理化を促進するのに必要な資金及び、林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金(林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必要なものに限る。)を低利で融資する措置を講じ、もって木材関連産業及び林業の健全な発展に資することにある。

(2) 制度の仕組み

本制度の仕組みは、国が独立行政法人農林漁業信用基金を通じて都道府県に資金を低利で貸付け、都道府県は当該貸付金及びこれと同額の自己資金を金融機関に低利で供給し、金融機関はこれを原資の一部として

表22 資金種類別貸付状況(15年度末貸付残高)

資 金 種 類	貸付額 (億円)	構成比 (%)
事業経営改善計画		
素材生産合理化資金(運転資金)	242	60
素材生産資金	61	15
素材引取資金	181	45
製品流通合理化資金(運転資金)	60	15
間伐等促進資金(運転資金)	22	5
木材産業経営環境変化対応特別 資金(運転資金)	39	10
コスト低減促進資金(運転資金)	3	1
構造改革促進資金(運転資金)	21	5
木材加工流通システム整備資金 (設備資金)	1	0
木材高度利用加工資金	0	0
木材市場整備近代化資金	1	0
主産地育成整備資金	0	0
構造改善計画		
経営高度化促進資金(運転資金)	14	4
立木等取引資金	9	2
木材加工資金	3	1
木材需要拡大資金	—	—
新商品普及促進資金	—	—
原木確保協定促進資金	2	1
林業経営安定化促進資金 (運転資金)	—	—
計	401	100

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

当該供給資金の3又は4倍の資金を低利で融通するものである。

本制度の資金は、木材の生産又は流通に関する合理化計画並びに林業経営の経営基盤の強化に関する林業経営改善計画について都道府県知事の認定を受けた者に対し、事業の合理化並びに経営基盤の強化を推進するのに必要な資金を都道府県から資金の供給を受けた農林中央金庫、商工組合中央金庫、都市銀行、地方銀行等の民間金融機関により貸付けられる。

(3) 15年度の予算措置及び実行状況

15年度までに政府貸付資金が170億5,638万円措置され、15年度の木材産業等高度化推進資金の貸付枠は1,268億円であった。

15年度末の資金種類別貸付状況は、表22のとおりであり、貸付残高は件数1,723件、金額401億円となっている。

2 農林漁業信用基金(林業信用保証制度)

独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)の林業信用保証制度は、林業者等(林業種苗生産業及び木材製造業を含む。)が林業の経営の改善に必要な資金又は木材卸売業者等が木材の流通の合理化に必要な資金を融資機関から借り入れる場合に、その借入れに係る債務を保証するものである。このほか信用基金は前述の木材産業等高度化推進資金制度を実施する都道府県に対し、これに必要な資金の一部を貸し付けるほか、森林整備活性化資金の貸付けを実施する農林漁業金融公庫等に対し、これに必要な資金を無利子で寄託している。これらを通じて林業及び木材関連産業の発展に資するための資金の融通の円滑化を図っている。

信用基金の林業信用保証制度の資本金は政府・都道府県・林業者等の三者の出資金からなっている。

15年度の業務状況は次のとおりである。

なお、信用基金は、平成15年10月1日に、独立行政法人となっている。

(1) 出 資 の 状 況

14年度末の出資金の総額は369億249万円であったが、15年度に都道府県から2,501万円、林業者等から41万円の出資が行われる一方、独立行政法人化に際して累積欠損金の解消、引当金の積み増し、資産の再評価及び林業者等への出資金の払い戻しを行った結果、15年度末の出資総額は100億688万円となった。

林業者等の出資額累計の内訳は会社22億4,142万円、組合7億436万円、個人5億5,053万円となっている。

(表23)

表23 15年度末出資状況

区 分	出資者数	出資額 (万円)	構成比 (%)
政 府	1	279,282	28
都道府県	47	371,775	37
林業者等	5,883	349,631	35

(注) 政府の出資額には、貸付資金及び寄託資金に係る出資は含まれていない。

(2) 債務保証の状況

15年度の保証額を保証対象資金の種類別にみると、製材が64%、素材生産が24%と両資金で88%を占めるほか、木材産業等高度化推進資金に係るものが58%となっている。

15年度の融資機関別保証実績をみると、地方銀行が全体の56%を占めている。(表24)

表24 15年度融資機関別保証実績

融資機関	金 額 (百万円)	金額構成比 (%)
農林中金	2,416	5
商工中金	4,455	9
都市銀行	494	1
地方銀行	27,417	56
第二地方銀行	5,682	12
信用金庫	5,448	11
その他	2,775	6
合 計	48,687	100

なお、15年度の代位弁済額は24億7,349万円(前年度28億7,219万円)で、前年度に比べ3億9,870万円減少した。(表25)

表25 代位弁済額の推移

区 分	代位弁済額(百万円)
H11	1,699
H12	2,743
H13	2,687
H14	2,872
H15	2,473

3 農林漁業金融公庫資金

林業生産力の維持増進、林業構造の改善等のため、造林事業、林道事業等に必要な資金について、林業の生産期間の長期性、低収益性等の特質を考慮して農林漁業金融公庫から長期低利の資金の融通を行っている。

林業関係資金の15年度の貸付実績は表26のとおりであり、全体で前年度より22%増加している。このうち林業経営安定資金(林業経営維持)が808億円で、15年度の林業関係資金貸付実績の86%を占めている。

表26 農林漁業金融公庫林業関係資金貸付実績

		(単位：百万円)	
区 分		14年度	15年度
林業 基盤 整備 資金	総 数	11,992	8,766
	補 助 公 有 林	2,746	2,125
	私有林	3,610	2,693
	造林 非補助 公有林	3,686	2,494
	私有林	1,948	1,446
	樹 苗 養 成	0	7
	林 道	65	53
	森 林 整 備 活 性 化 資 金	3,058	3,060
	林 業 経 営 育 成 資 金	268	237
	林 業 経 営 伐 採 調 整	—	—
安定資金 林業経営維持		60,024	80,762
林業構造改善事業推進資金		—	—
農林漁業 共 同 利 用		1,664	761
施設資金 主務大臣指定		88	499
災 害		—	—
計		77,159	94,138

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

4 林業改善資金

最近における林業・木材産業経営の厳しい状況等にかんがみ、林業・木材産業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止、林業労働に従事する者の確保等についての林業従事者等の自主的努力を積極的に助長するため、林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)による無利子の中・短期資金の貸付けが行われている。

なお、15年度において、特定の生産方式の導入等のための資金から、事業者の創意工夫を活かした先駆的な取組等を行うための資金とし、貸付けの対象を木材産業まで拡充する等の制度改正を行った。

表27 林業改善資金貸付額の推移

		(単位：億円)				
		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
林業生産高度化資金		27	25	23	17	12
新林業部門導入資金		0	0	0	0	0
林業労働福祉施設資金		4	3	2	2	1
青年林業者等養成確保資金		0	0	0	0	0
計		31	29	26	20	13

(注) 四捨五入のため内訳と計は必ずしも一致していない。

第8節 林業技術対策

1 試験研究の充実

森林の多様な機能の持続的な発揮のための適切な森林整備、森林の管理・経営と森林資源の循環利用を担う林業・木材産業の振興、山村地域の活性化等に対応した研究・技術開発の効果的・効率的な推進を図るため、平成13年3月に森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を策定し、この戦略に基づき試験研究及び技術開発を推進している。

試験研究に当たっては、国と独立行政法人及び都道府県等がそれぞれの特性を活かした分担協力を行う等一層の連携を図りつつ、一体的な推進を図るため、全国を6ブロックに分け林業研究開発推進ブロック会議を開催した。

さらに、開発途上地域における森林の減少や荒廃、大気汚染・酸性雨等による先進諸国の森林の衰退など地球的規模の問題に対処するため、海外、特に開発途上国を中心とした研究者の派遣・受入等を通じて、森林造成、林産物加工等に関する研究協力・技術協力を進めた。

(1) 独立行政法人の試験研究

独立行政法人森林総合研究所は、平成13年4月に林野庁の試験研究機関から独立行政法人に移行し、森林及び林業に関する総合的な試験及び研究等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに林業に関する技術の向上に取り組んでいる。

試験研究に当たっては、森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略に基づいて作成された中期目標を達成するために基礎的研究を主体として応用、開発研究の分野にわたっており、

ア 森林の多様な機能の発揮に関する研究

イ 地球規模での地球環境保全に関する研究

ウ 林業による持続可能な森林の管理・経営を図る研究

エ 循環型社会の形成に寄与する木材産業の体質強化に関する研究

オ 森林・林業の新たな展開を可能とする新産業の創出に関する研究

カ 森林・林業・木材産業に係る政策立案に資する研究

を行うとともに、国際協力、成果の普及等に努めた。

これら試験研究を実施するために15年度の運営に要した経費は89億6,484万円であった。

(2) 都道府県等の行う試験研究に対する助成

森林総合研究所の行った基礎的研究を基に、地域の実情等に合った実用的な試験研究を行っている都道府県等に対し、試験研究に必要な経費の一部を助成した。

2 技術開発の推進

(1) 林業機械開発事業

森林の多面的な機能の持続的な発揮のために重要な森林整備を推進するため、非皆伐施業に対応し効率的でかつ環境負荷低減に配慮した高性能林業機械の開発及び改良に助成した。

ア 高性能林業機械の開発

昨年度に引き続き、林地保全型無人輸送システム、急傾斜地非皆伐用伐採搬出機械、長期育成循環施業支援高性能林業機械システムの開発を進めるとともに、新たにアタッチメント式汎用作業機械の開発を開始した。

イ 環境負荷低減対応等機械への改良

林業用リモコンヘリコプタ、ブッシュカッター(刈払)ヘッド等の改良に取り組んだ。

(2) 木材新規用途技術開発事業

木材の新規用途開発を図るため、技術研究組合が行う木材成分のリグニン及びセルロース系成分を活用したりサイクルが可能な木質プラスチックや生分解プラスチック原料としての利用技術等の開発に助成した。

(3) そ の 他

社会問題化しているスギ等の花粉症について、林業面からの情報の集積と提供のための基礎的調査を実施した。

3 林木育種事業

森林の多様な機能を持続的に発揮させていくことが求められているなか、平成13年3月に林木育種戦略を策定し、この戦略に基づき、①林木新品種の開発、②林木遺伝資源の収集・保存、③海外林木育種技術協力を林木育種の重点化方向として推進している。

平成15年度の独立行政法人林木育種センターの運営費については、総額20億1,430万9千円であり、林木新品種の開発、林木遺伝資源の収集・保存、海外への技術協力等を行った。施設費については、総額1億3,200万8千円であり、関西育種場の庁舎の建替えを行った。

平成15年度の委託費は、805万8千円であり、雄花着花性に関する調査を実施した。

また、都道府県に対する補助金額は、5,147万4千円であり、次の事業に助成した。

ア 精英樹等次代検定事業

精英樹及び気象害抵抗性苗木の遺伝的特質、環境適応性等を検定するため、成長調査及び材質調査を実施した。

イ 多様な優良品種育成推進事業

地域の森林に対するニーズに適した森林整備、林業の経営目的に適合した多様な品種の育成の推進を実施した。

ウ 花粉の少ないスギ品種等供給緊急対策事業

花粉の少ないスギ品種等の普及を推進するため、花粉の少ないスギ採穂園の設置等を実施した。

エ 育種母樹林整備事業

林木育種の効果を更に高め、遺伝的素質のより優れた育種苗を早期に実用造林に供するため、次代検定林調査データ等の解析結果をもとに採穂園・採穂園の改良を実施した。

4 林業普及指導事業

林業普及指導事業は、森林法第187条第1項に規定する林業専門技術員及び林業改良指導員を適正に配置し、これらの者が森林所有者等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うとともに、青少年を始めとする国民各層を対象とする森林・林業への理解や啓発に必要な施設等の整備並びに林業後継者の育成確保を図ることにより、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって林業の振興を図り、森林の有する諸機能の高度発揮に資することを目的とするもので、15年度は次のような事業を実施した。

(1) 林業普及指導事業交付金

普及指導職員の設置のほか、普及指導活動の効率的推進を図るため、普及指導活動に必要な機材等の整備、普及車両の配備、普及指導職員の巡回指導、試験研究の成果の現地適応化、普及指導職員の研修、普及指導職員が計画的に行う情報活動として林業機械稼働実態等の特定情報調査及び技術情報の整理分析等の実施につき必要な経費を都道府県に助成した。

(2) 教育のもり整備事業

子供達の継続的な体験活動を通じた森林環境教育の推進の場、市民参加や後継者育成に資する林業体験学習の場等としての森林・施設「教育のもり」の整備につき都道府県等に助成した。

(3) 林業後継者育成対策等事業

ア 林業後継者育成等事業

(ア) 意欲的林業者技術向上支援事業

重視すべき機能に応じた森林整備を担う森林所有者等の技術向上を図るため、新技術・管理手法

の現地実証、重要な課題について長期間学習する技術講座等の開催、技術の普及のための資機材整備、女性・高齢者の生産活動等の支援につき都道府県、市町村等に助成した。

(イ) 森林・林業教育総合推進事業

森林・林業教育の一層の充実による森林の多様な機能の理解促進を図るため、指導者セミナーの開催、学校教育と連携した森林・林業体験学習の実施、森林環境関係学科の高校生等のインターンシップの推進等の支援につき都道府県、市町村に助成した。

(ウ) 森林づくりボランティア活動普及教育支援事業

森林ボランティア活動による森林整備の促進を図るため、ボランティア団体の指導者に対する研修の実施、ボランティア団体の指導者による安全作業、作業技術等の学習会の開催等の支援につき都道府県に助成した。

(エ) 普及活動促進対策事業

良好な森林環境の整備を効果的・効率的に普及指導する体制の強化を図るため、普及指導職員の研修の実施、試験研究成果の現地実用化に向けた試行試験等、市町村林務担当者の指導研修の実施、専門的知識・技術を有する人材の活用、普及指導用資機材の整備、地域の重点課題に対する効率的取組体制の整備につき都道府県に助成した。

イ 林業後継者育成等支援事業

(ア) 森林管理総合情報整備提供事業

森林・林業教育関連情報や森林技術情報等国民各層の求める情報を適切に提供できるシステムの構築、高性能林業機械の導入に当たって、複数の機械を組み合わせた作業のコスト計算を行い、機種選定を支援するシステムの開発につき民間団体に助成した。

(イ) 林業後継者活動支援事業

森林・林業教育に関する年齢層に応じた体系的かつ標準的な教育プログラムの開発・普及、林業者グループ活動事例の全国発表会、インターネット方式による森林経営技術等の情報提供等につき民間団体に助成した。

第9節 国有林野事業

1 国有林野事業の改革の推進

国有林野は、我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる759万haに及んでいる。その多くが奥地脊

梁山地や水源地域に分布しており、貴重な野生動植物が生息・生育している森林や原生的な天然林も多く残されていることから、森林のもつ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしている。

国有林野事業は、こうした国有林野の管理経営を行うための事業であり、昭和22年の発足以来、独立採算性を前提とした特別会計制度によりその使命を果たしてきた。また、戦後の復興期から高度経済成長期にかけては、増大する木材需要に応えるとともに、事業収益の一部を一般会計に繰り入れるなど国の財政にも貢献した。

しかし、昭和40年代後半以降、木材輸入の増加等による木材価格の低迷、資源的制約や自然保護への配慮による伐採量の減少等から財務状況が急速に悪化した。その結果、昭和51年度からは財政投融资資金を借り入れるようになり、その後、4次にわたり「国有林野事業の改善に関する計画」を策定し経営改善に努めたものの、引き続き木材価格が低迷したこと及び土地価格が低迷したことなどにより債務は累増した。

このようなことから、国有林野事業が将来にわたってその使命を十全に果たせるよう、平成8年度から9年度にかけて、林政審議会や行政改革会議、財政構造改革会議等において国有林野事業の改革の方向等について幅広く論議・検討された。

国有林野事業では、これらの論議・検討を踏まえて平成10年10月に成立した国有林野事業改革関連2法に基づき、平成15年度までを集中改革期間とし、

ア 木材生産に重点をおいた管理経営から、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換

イ 組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立

ウ 独立採算性を前提とした特別会計制度を見直し、一般会計繰入を前提とした特別会計制度に移行

エ 累積債務の本格的処理

を柱とした改革を推進している。

具体的には、国有林野の管理経営の方針を明確にするとともに、国民共通の財産にふさわしい透明性の高い管理経営を行うため、国民の意見を広く聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）を平成10年12月に策定し、改革を推進している。（なお、管理経営基本計画は集中改革期間に築いた基礎の上に立って、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を本格的に推進していくため、平成15年12月に、平成16年4月1日を始期とする

計画に改訂した。）

前述の改革の4つの柱に即して、推進状況を要約的に述べれば、以下のとおりである。

第1の公益的機能重視の管理経営については、森林の機能類型を「水土保持林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に再編し、木材生産のための森林（資源の循環利用林）を5割から2割に縮小するとともに、国土の保全等のための森林（公益林）を5割から8割に拡大するとともに、100年程度の長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期施業や育成複層林施業等の非皆伐施業を積極的に推進している。

第2の組織・要員の徹底した合理化、縮減による簡素で効率的な管理経営体制の確立については、まず、国の業務は森林の保全管理等の行政的な業務に限定するとともに伐採、造林等の事業の実施は全面的に民間委託することとした。こうした考え方の下で、国有林野を管理経営する組織については、平成11年3月に、中央機関として林野庁国有林野部、地方機関として森林管理局、森林管理署・支署に再編したほか、その際暫定的に置いた森林管理局の分局、森林管理署の事務所等については漸次廃止している。これらと併せ、職員数の適正化にも取り組み、国有林野事業に係る組織を簡素かつ効率的なものとしている。

第3の一般会計繰入を前提とした特別会計制度への移行については、平成10年10月の国有林野事業改革関連2法の施行に伴い平成10年度以降、公益林の保全管理等に必要な経費等について安定的・継続的に一般会計からの繰入が行われている。

第4の累積債務の本格的処理に関しては、国有林野事業改革関連2法の施行に伴い、累積債務約3.8兆円のうち、約2.8兆円を一般会計へ承継し、残りの約1.0兆円は国有林野事業特別会計で利子補給を受け、累増を防止しながら、借り換えることにより、将来において返済することとした。

以上のほか、平成15年度においては、集中改革期間の最終年度に当たることから、管理経営基本計画に基づき、地球温暖化防止への寄与や伝統的木造建築物などの修復等に必要な木材の供給を行う木の文化を支える森づくりなど新たな国民の期待や林政の課題に応えるための取組を進めた。さらに、森林環境教育、森林とふれあう機会の提供や国民参加の森林づくりの推進に取り組んだ。

2 国有林野事業の主要事業

(1) 販 売 事 業

販売事業は、国有林から生産される林産物を立木、

丸太等の形で販売する事業であり、林産物の需給安定や地域産業の振興等にも十分配慮しつつ実行している。

15年度に国有林野で伐採された立木は486万 m^3 、その伐採量のうち立木販売等に係るもの393万 m^3 、丸太生産の資材としたもの93万 m^3 であった。

また、官行造林地からの官収分は16万 m^3 であった。

(2) 製品生産事業

製品生産事業は国有林野に生育する立木を資材として、国自ら丸太等を生産する事業である。

この事業は、国民生活に欠かせない木材を用途別に仕訳する等、ユーザーのニーズにそって安定的・持続的に供給すること、生産事業の実行を通じて山村での就労の場を提供すること等を目的として計画的、効果的な事業実行に努めている。

15年度は、67万 m^3 の丸太の生産を行った。

(3) 林道事業

林道事業は、国有林野の管理経営に必要な林道及び貯木場の新設・改良・修繕を行う事業である。

林道は、林産物の搬出、造林の実施及びその他森林の多面的機能を確保するための森林管理にとって欠くことのできない施設であるとともに、公道や民有林林道等と道路網を形成し、地域住民の日常の生活利用や地域経済の発展など農山村地域振興にも大きな役割を果たすものであり、長期的視点にたって計画的にこれを整備することとしている。

このため、15年度は林道事業に一般会計から78億8,500万円の繰入れを行い、1,661kmの林道新設・改良の事業を行った。

(4) 造林事業

造林事業は、伐採跡地及び無立木地に樹木の植栽等を行うとともに、これを保育・保護する事業である。

この事業は将来の森林生産力の増進を図るとともに、森林のもつ公益的機能を充実させるため、長期的視点に立って、計画的かつ着実に事業を実施する必要がある。

このため、15年度は一般会計より305億円の繰入れを行い、新植植付2千ha、育成天然林造成4千ha、保育7万ha等の事業を行った。

(5) 種苗事業

種苗事業は、国有林野事業の造林事業に必要な苗木を生産する事業である。

この事業では、種子穂の採取、まき付け、さし木及び床替等を行い健全な苗木を生産することを目的としており、選抜された精英樹のクローンにより造成された採種園・採穂園からの育種苗の生産に努めている。

なお、15年度は119万本の苗木払出しを行った。

(6) 国有林治山事業

国有林治山事業については、国土の保全等公益的機能の維持増進を図るため、治山事業七箇年計画に基づきその計画的な実施に努めている。

15年度においては、第九次治山事業七箇年計画（平成9～15年度）の最終年度として、全額一般会計より事業費291億円をもって実施した。

(7) 国有林野の測定事業

測定事業は国有林野の境界（延長約10万5千km、境界点数約359万2千点）を確定し、これを測量した上、その成果を図簿に示すとともに、国有林野の面積を決定する等、国有林野の管理経営の基礎となる事業である。

事業の実行に当たっては、当面管理経営上急を要する境界の整備に重点をおき、これに必要な境界検測及び境界標保全を最優先事業として実施した。

なお、15年度の実績は表28のとおりである。

表28 15年度国有林野の測定事業実績

図 根 測 量	40点
境 界 測 量	199km
境 界 検 測	799km
境 界 標 識 改 設	1,204本
境界検測・予備調査	5,436km
境界巡検・境界巡視	78,363km

3 国有林野の財務状況

国有林野事業特別会計は国有林野事業を国有林野の有する公益的機能の維持増進を基本としつつ企業的に運営し、その健全な発展に資することを目的として、国有林野事業特別会計法（昭和22年法律第38号、以下「法」という。）に基づき設置されたものである。その後、治山治水緊急措置法（昭和35年法律第21号）の制定に伴い、民有林野等の治山事業に関する国の経理を明確にするためにこの会計に治山勘定が設けられ、国有林野事業についての経理は国有林野事業勘定において行われている。

国有林野事業勘定の15年度の決算額は歳入3,246億円、歳出3,211億円であり、35億円の歳入超過となった。

(1) 歳入歳出

15年度予算は歳入3,479億円で造林及び林道投資等のための借入金1,641億円及び一般会計より受入1,021億円を含み、また、歳出3,479億円であった。

ア 歳入の部

収納済歳入額は3,255億円であって、これを歳入予算額に比べると224億円の減となった。その内容の主

なものを科目別にみると、業務収入では林産物の販売数量が予定より少なかったこと等のため101億円減少したが、分収育林の立木の販売単価が予定を上回ったこと等のため1億円の増加となり、計100億円減少し、林野等売払代では不要存置林野の売払単価が予定を下回ったこと等のため96億円減少し、雑収入では延納利子が予定より少なかったこと等のため1億円減少し、一般会計より受入では翌年度への繰越事業があったこと等のため26億円減少した。

イ 歳出の部

歳出予算現額は3,773億円であって、その内容は歳出予算額3,479億円、前年度繰越額294億円である。この予算現額に対して、支出済歳出額は3,220億円、翌年度繰越額は317億円、不用額は237億円である。翌年度繰越額は法第16条の規定による支出未済繰越額216億円及び明許繰越額101億円である。不用額は路網整備に係る事業費が予定を下回ったこと等によるものである。

(2) 損 益 計 算

総収益額1,161億円に対し、総費用額1,668億円となっており、差引き506億円の損失となった。この損失は法第12条第2項ただし書の規定により損失の繰越しとして整理することとして、決算を結了した。この損失を14年度の損益計算上の損失496億円に比べると10億円の増加となっている。その内容の主なものは、収益においては、その主体となる林産物等の売上高では販売単価の下落等により10億円、林野等売払収入では売払単価の下落等により14億円、雑収入では6億円減少したが、一般会計より受入では55億円増加した。費用においては、独立行政法人緑資源機構が緑資源公団の権利及び義務を承継した際発生した緑資源公団出資金承継損で85億円新規計上のほか、支払利子では7億円、資産除却損では3億円増加したが、経営費では1億円、一般管理費及販売費では17億円、減価償却費では40億円減少した。(表29、30)

4 国有林野の活用等

国有林野事業は森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第5条の規定の趣旨に即して、林産物の持続的供給を図るとともに国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、国民の保健休養の場の提供等の公益的機能を発揮するほか、国有林野の活用等により地域住民の福祉の向上と地域産業の振興に寄与している。

(1) 国有林野の活用

ア 農林業の構造改善等のための国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和46年法

表29 損益計算書

(15年4月1日から16年3月31日まで)

費 用		収 益	
科 目	金 額 (億円)	科 目	金 額 (億円)
経 営 費	569	売 上 高	220
治 山 事 業 費	137	林 野 等 売 払 収 入	179
一 般 管 理 費 及 販 売 費	291	雑 収 入	82
減 価 償 却 費	292	一 般 会 計 上 受 入	543
資 産 除 却 損	65	森 林 保 全 経 費 等 財 源 受 入	312
緑 資 源 公 団 出 資 金 承 継 損	85	利 子 財 源 受 入	231
支 払 利 子	225	治 山 勘 定 上 受 入	137
雑 損	2	雑 益	1
		本 年 度 損 失	506
計	1,668	計	1,668

表30 貸借対照表

(16年3月31日現在)

借 方		貸 方	
科 目	金 額 (億円)	科 目	金 額 (億円)
流 動 資 産	139	借 入 資 本	13,176
固 定 資 産	70,752	自 己 資 本	60,195
繰 越 欠 損 金	1,973		
本 年 度 損 失	506		
計	73,371	計	73,371

(注) 計は、四捨五入してあるため一致しない場合がある。

律第108号)第3条の規定に基づいて、その活用を積極的に推進した。

活用決定面積は15年度末現在で次のとおりである。

農業用活用実績面積 5万6千ha

林業用活用実績面積 2万7千ha

イ 一般地元施設としての活用

一般地元施設制度は国有林野の所在する地域における産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与するため、国有林野の貸付け・分収造林及び共用林野の契約等を行うものであるが、その実績は15年度末現在で、貸付使用面積7万6千ha、分収造林契約面積13万2千ha、共用林野契約面積147万9千haとなってい

る。

(2) 国有林分収育林事業

分収育林事業は昭和59年に国有林に創設され、以来、国民参加による森林づくり事業として国民の緑資源確保に対する要請に応えるとともに、国有林野の森林資源の整備充実を図るため、実施してきたところである。

分収育林契約では国と国以外の者（契約者）との間で国有林野の一定の土地に生育している樹木を共有し、契約者に当該樹木に係る持分の対価及び保育・管理に要する費用を負担してもらい、伐採時に販売代金を国と契約者とで分収することとしている。

分収育林は、これまで8万6千人の緑のオーナーの参加を得て森林整備が図られてきたところであるが、平成10年の国有林野事業の抜本改革により、公益的機能を重視した管理経営に転換したことなどから、分収育林の適地が減少している状況を踏まえ、平成11年度から一般公募を休止しているところである。

なお、平成11年度から分収木（主伐）の販売を行っており、平成15年度には全国51箇所で行った。

契約面積	2万6千 (ha)
契約口数	10万4千 (口)
契約者数	8万6千 (人)

(3) 森林空間総合利用事業

森林空間に対する多様な要請に対応するため、森林の持つ保健・文化・教育的機能を他の機能との調整を図りつつ高度に発揮させることとし、「レクリエーションの森」を中心として森林空間の総合利用を積極的に展開し、併せて地域振興に寄与することとしている。

また、野外レクリエーションの場や青少年の教育の場及び保養の場等を民間活力により複合的に整備する「ヒューマン・グリーン・プラン」を実施している。

15年度末における主なものは次のとおりである。

○レクリエーションの森	1,254箇所
・自然休養林	91箇所
・自然観察教育林	171箇所
・森林スポーツ林	72箇所
・野外スポーツ地域	234箇所
・風景林	568箇所
・風致探勝林	118箇所
○ヒューマン・グリーン・プラン指定	29箇所
○ふれあいの森設定	137箇所

(4) そ の 他

保安林整備臨時措置法（昭和29年法律第84号）等に基づく保安林等の買入面積及び林野整備による買入面積は13年度末現在で次のとおりである。

保安林等の買入面積	26万ha
-----------	-------

林野整備による買入面積 5万ha

5 国有林野事業の労働情勢（15年度）

平成10年10月に成立した「国有林野事業の改革のための特別措置法」及び「国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律」に基づき、

ア 森林の持つ多面的機能の発揮に対する国民の期待に応えるため、公益的機能の維持増進を旨とする方針の下、機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即した適切な施業の推進

イ 公益林の適切な管理に必要な経費等について、一般会計から繰入れるとともに、経費の節減に努めつつ、効率的に実施

ウ 組織・要員は、雇用問題及び労使関係に配慮しつつ、徹底した合理化、縮減

等を柱とする「国有林野事業の抜本的改革」について、平成15年度末を集中改革期間として取組みを重点的に進め、財政の健全化とともに、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いた。

このような国有林野を取り巻く情勢の中、労使間において、財政の健全化、組織の廃止、業務運営等の抜本的改革に係る諸課題について論議、疎通を行った。

全林野労働組合は9月5日から7日にかけて東京都内で開催した「第56回定期全国大会」において、国有林野事業の改革諸課題等の有利解決を目指し、

(ア) 行政改革、森林・林業・木材産業に係わる政策の確立と予算対策、国有林再建問題に取り組むこと

(イ) 賃金引き上げをはじめとする労働条件等の改善に向けた2004年春季生活闘争に取り組むこと

(ウ) 森林・林業・木材産業に係わる政策の確立や環境問題等に対する友誼団体との共闘・強化に取り組むこと

(エ) 闘う組織体制の確立を図ること

a 全組合員が一体となった闘いの推進

b 青年・女性部、主婦会及び林退協のあり方や森林労連及び全山労との共闘体制の強化についての検討

c 日林労との組織統一について、昨年の全国大会までの経過を踏まえ、日林労中央本部との議論を推進

d 無所属者の組織化についての取組

e 新たな官公部門連絡会のあり方についての取組

f 民間林業労働者の組織化の推進に向け、全山労等との連携を強化し、地区森林労連の早期結

成や組織拡大等、森林労連における意志統一に基づいた取組

等について、組織の総力で闘い抜くことを決議し、職場・地域で取り組むこととした。

一方、日本林業労働組合は10月23日から24日にかけて東京都内で開催した「第45回定期全国大会」において「森林の公益的機能重視と総合林政の推進」という基本政策に基づき、国有林野の適切な管理経営等を図るため

- 自由にして民主的な労働運動の推進
 - ア 組織の拡大・強化に向けての取組
 - イ 全林野との新組織結成に当たり、一致点の見出せない四つの課題と主張点を、平成16年の大会を最終結論の時期と定めつつ、論議に埋没することなく早期に結論を出すこと
 - ウ 連合等との連携強化
- ゆとり・豊かさの実現
 - 賃金引き上げ、賃金体系改定、諸手当の改善、福利厚生の実現、制度・政策要求、福祉協活動への支援の実現に向けての取組
- 新たな森林・林業・木材産業政策の推進
 - ア 総合林政の推進
 - イ 国有林野事業の抜本的改革
 - ウ 業務運営の適正化
- 行財政改革と公務員制度改革
- 平和を守る国民運動とみどりの外交
- 政治改革と民主政治の伸張

等について、全組合員が総行動を展開することを決議し取り組むこととした。

こうした情勢の中、組織については簡素かつ効率的な組織の下で適切な管理経営を行うとの方針に基づき、平成13年度に引き続き、暫定的に置かれていた7分局や51箇所の事務所等を廃止するとともに、職員についても「国有林野事業に係る職員数の適正化について（平成10年11月13日閣議決定）」に基づき、省庁間配置転換等に加え、特別給付金の支給等による定年前退職を促進した。

第10節 森林国営保険

1 事業計画

森林国営保険は森林国営保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、民有人工林等を対象に保険契約を結び、火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）及び噴火災によって受ける損害のてん補を行っている。

平成15年度末の森林国営保険の加入状況は表31のとおり、139万4千haで、民有人工林の17.5%に当たっているが、年齢別にみると、Ⅰ、Ⅱ年齢（林齢1年生～10年生）の幼齢林が26万4千haで、加入面積の19%を占めている。また、森林国営保険と全森連共済を合わせた総加入面積でみても17.8%と低水準である。こうした中で、全森連は、平成13年4月から金融・保険業を巡る社会状況の変化等を踏まえ、経営の安定化の観点から全森連共済の新規契約の引受を停止することとなり、平成7年度より実施してきた森林国営保険と全森連共済を一体的に運営する「森林共済セット保険」についても新規引受を終了した。このことから平成13年度からは、火災、気象災及び噴火災を扱う森林保険としては森林国営保険のみとなった。平成15年度予算においては、新規契約及び継続契約の確保等加入拡大に努め、中高齢林の加入率を高めることとし、歳入については、最近の保険加入実績等を基礎とし、保険契約面積472,400ha（前年度480,300ha）を予定した。

この計画に伴う歳入は表32のとおり保険料収入41億9,790万円、前年度繰越資金受入123億9,496万9千円、預託金利息収入を主体とする雑収入6,673万5千円で、合計166億5,960万4千円を予定した。これは前年度歳入予算額172億5,991万7千円に比べ6億31万3千円の減となっている。

また、歳出は契約森林に対する損害の補てんに充てる支払保険金等が32億441万8千円、保険業務を運営するために必要な業務費16億2,673万1千円、予見し難い予算の不足に充てるための予備費14億円で、合計62億3,114万9千円を予定した。

表31 森林国営保険の年齢別加入状況（15年度末現在）

年齢	級		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ以上	合計
民有人工林面積	(千ha)		114	192	280	432	6,931	7,949
加入面積	(千ha)		89	175	81	99	950	1,394
加入率	(%)		78.1	91.1	28.9	22.9	13.7	17.5

注）四捨五入の関係により合計と一致しない場合がある。

表32 歳入歳出予算額

		(単位：千円)	
項 目	14年度	15年度	
森 林 保 険 収 入	17,118,252	16,592,869	
保 険 料	7,184,000	4,197,900	
前年度繰越資金受入	9,934,252	12,394,969	
雑 収 入	141,665	66,735	
歳 入 合 計	17,259,917	16,659,604	
森 林 保 険 費	2,818,808	3,204,418	
賠償償還及払戻金	75,403	68,299	
保 険 金	2,743,405	3,136,119	
森 林 保 険 業 務 費	1,741,422	1,626,731	
予 備 費	1,400,000	1,400,000	
歳 出 合 計	5,960,230	6,231,149	

表34 15年度災害別損害てん補実績

災 害 別	面積 (ha)	てん補金額 (千円)
火 災	21	19,668
風 害	436	197,104
水 害	38	32,868
雪 害	380	260,926
干 害	165	82,211
凍 害	146	58,567
潮 害	2	1,120
噴 火 災	47	31,426
計	1,235	683,890

注) 四捨五入の関係により計と一致しない場合がある。

す未経過保険料及び支払備金に相当する額118億2,309万円を控除するので、決算上は21億9,194万円の剰余金を生ずることになる。この剰余金は森林保険特別会計法第3条第1項の規定により積立金として積み立てることとして、決算を結了した。

2 事業の実施計画

(1) 保 険 契 約

15年度の保険契約の実績は表33のとおり、保険金額では6,816億円となっており、対前年比で34.3%の減となっている。

既往の契約保有高に新規契約分を加えたものから14年度中に期間満了となるものを差し引いた15年度末の契約保有高は、面積139万3千ha、保険金額1兆7,803億2,441万円となったが、これは前年に比べ、面積74千haの増、保険金額で135億6,857万円の減となっている。

表33 15年度保険契約実績

		保険金額 (百万円)	
齢 級	14年度	15年度	対前年
I	66,524	25,228	37.9%
II	90,248	13,012	14.4%
III	38,528	20,661	53.6%
IV	56,611	34,253	60.5%
V以上	785,503	588,455	74.9%
計	1,037,414	681,609	65.7%

注) 四捨五入の関係により計と一致しない場合がある。

(2) 損 害 て ん 補

15年度の災害別の保険金支払実績は、表34のとおりで6億8,389万円（面積1,235ha）である。

3 森林保険特別会計の収支状況

この事業は、森林保険特別会計法（昭和12年法律第26号）に基づき特別会計を設置し運営している。

15年度の収納済歳入額は162億4,385万円、当初予算に比べ4億1,574万円の減となった。一方、支出済歳出額は22億2,882万円で、歳入歳出の差し引きは140億1,503万円の剰余を生ずることとなるが、次年度へ繰越